（9）スポーツレクリエーション：スポーツ施設

1）施設概要

本市のスポーツ施設は、38 施設あります。総延床面積は約 8 万 5 千㎡で、市が保有する施設の 3.5%を占めます。築年数の状況は、築 31 年以上の施設が 10 施設、築 21 年以上 築 30 年以下が 15 施設、築 20 年以下が 13 施設です。

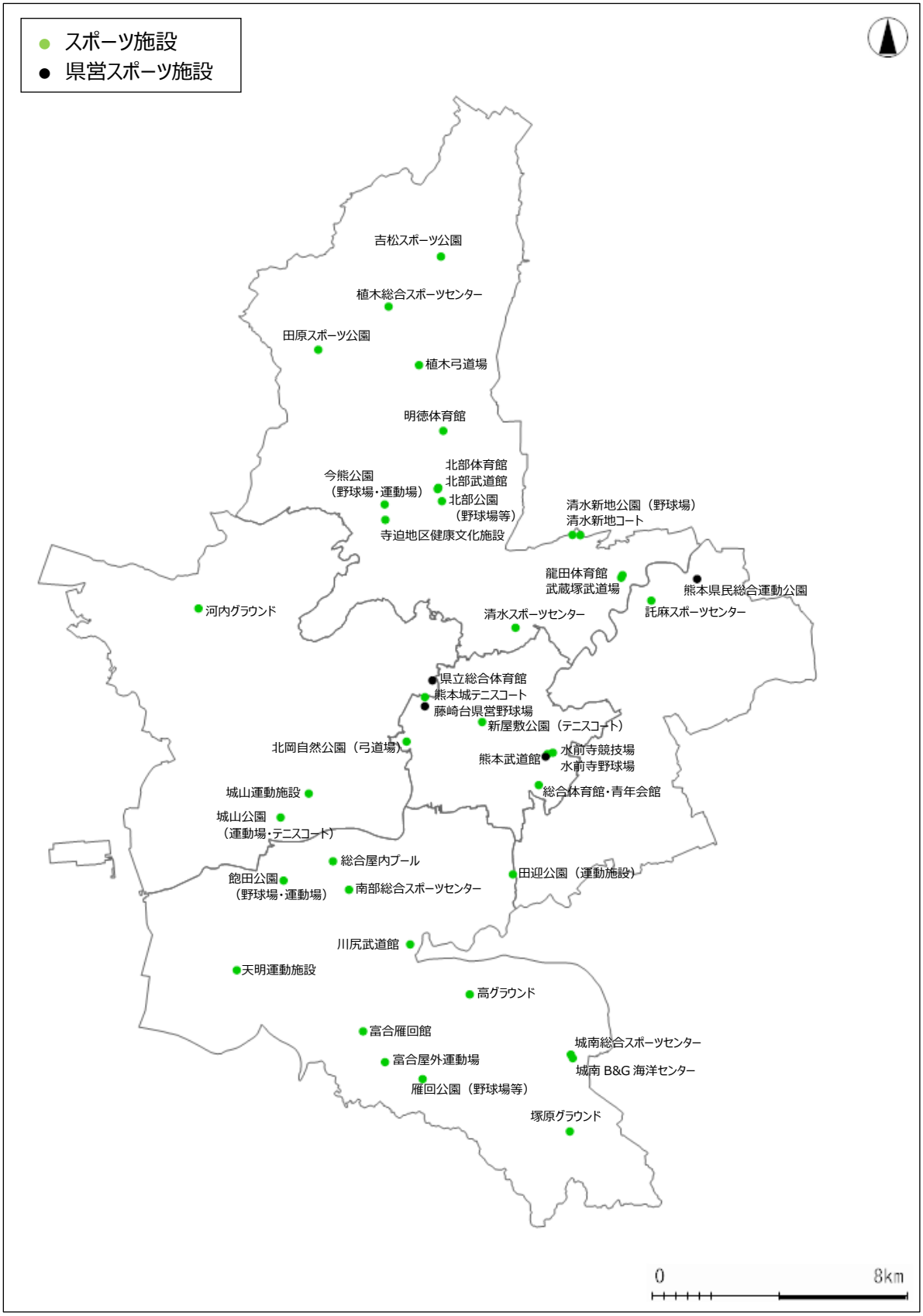
①施設一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

No	施設名称	所在地	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	保有機能				
						体育室 体育館	プール	武道場 弓道場	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等	テニス コート
1	北岡自然公園（弓道場）	中央区横手 2 丁目 5 番 1 号	昭和 56 年	35	600.14			○		
2	熊本城公園（テニスコート）	中央区古京町 3 番 2 号	平成元年	27	126.00					○
3	新屋敷公園（テニスコート）	中央区新屋敷 1 丁目 8 番 25 号	昭和 54 年	37	72.27					○
4	総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号	昭和 61 年	30	16,079.08	○	○	○		
5	水前寺運動公園（野球場）	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号	平成元年	27	2,599.94				○	
6	水前寺運動公園（競技場）	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号	昭和 26 年	65	3,970.25				○	
7	託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号	平成 14 年	14	1,509.00	○			○	○
8	城山運動施設	西区上代 9 丁目 6 番 36 号	昭和 47 年	44	414.00	※				○
9	城山公園（運動場・テニスコート）	西区城山半田 4 丁目 16 番 1 号	平成 25 年	3	277.10				○	○
10	河内グラウンド	西区河内町野出 976 番地	平成 17 年	11	81.00				○	
11	田迎公園（運動施設）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号	昭和 63 年	28	3,900.81	○	○	○	○	○
12	川尻武道館	南区元三町 4 丁目 1 番 16 号	平成 7 年	21	997.58			○		
13	南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号	平成 2 年	26	4,616.32	○	○	○	○	○
14	総合屋内プール	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号	平成 10 年	18	26,487.00	○	○		○	
15	飽田公園（野球場・運動場）	南区浜口町 126 番地	平成 25 年	3	61.05				○	
16	天明運動施設	南区奥古閑町 1877 番地	昭和 58 年	33	1,834.00	○			○	
17	富合雁回館	南区富合町清藤 405 番地 1	平成 3 年	25	2,945.69	○				
18	富合屋外運動場	南区富合町平原 67 番地 1	平成 12 年	16	50.00				○	
19	雁回公園（野球場等）	南区富合町木原 2748 番地	昭和 61 年	30	138.08				○	
20	高グラウンド	南区城南町高 476 番地 1	平成 17 年	11	75.25				○	
21	城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144 番地 1	平成 26 年	2	5,510.23	○		○	○	○
22	城南B＆G海洋センター	南区城南町舞原 134 番地 1	昭和 63 年	28	2,698.72	○	○			
23	塚原グラウンド	南区城南町塚原 81 番地 3	昭和 61 年	30	66.46				○	
24	龍田体育館	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	昭和 58 年	33	1,321.30	○				
25	武蔵塚武道場	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	平成 2 年	26	754.62			○		
26	清水新地公園（野球場）	北区清水新地 7 丁目 5 番 1 号	昭和 48 年	43	112.87				○	
27	清水新地コート	北区新地 7 丁目 9 番 2 号	昭和 60 年	31	100.00					○
28	清水スポーツセンター	北区清水万石 2 丁目 3 番 73 号	平成 5 年	23	865.43	○			○	
29	北部体育館	北区鹿子木町 53 番地	昭和 61 年	30	1,423.00	○				
30	明徳体育館	北区明徳町 978 番地	平成 3 年	25	842.19	○				
31	北部武道館	北区鹿子木町 53 番地 1	平成 21 年	7	611.00			○		
32	北部公園（野球場等）	北区下硯川町 416 番地 2	昭和 49 年	42	77.01				○	○
33	今熊公園（野球場・運動場）	北区立福寺町 91 番地 2	昭和 62 年	29	67.39				○	
34	寺迫地区健康文化施設	北区立福寺町 577	平成 16 年	12	7.86				○	
35	田原スポーツ公園	北区植木町富応 1595 番地	平成 22 年	6	45.14				○	
36	植木総合スポーツセンター	北区植木町山本 788 番地 1	昭和 60 年	31	2,384.63	○		○	○	○
37	植木弓道場	北区植木町岩野 238 番地 1	平成 9 年	19	870.04			○		
38	吉松スポーツ公園	北区植木町亀甲 452 番地	平成 22 年	6	111.65				○	
合計					84,704.10	14	5	10	23	11

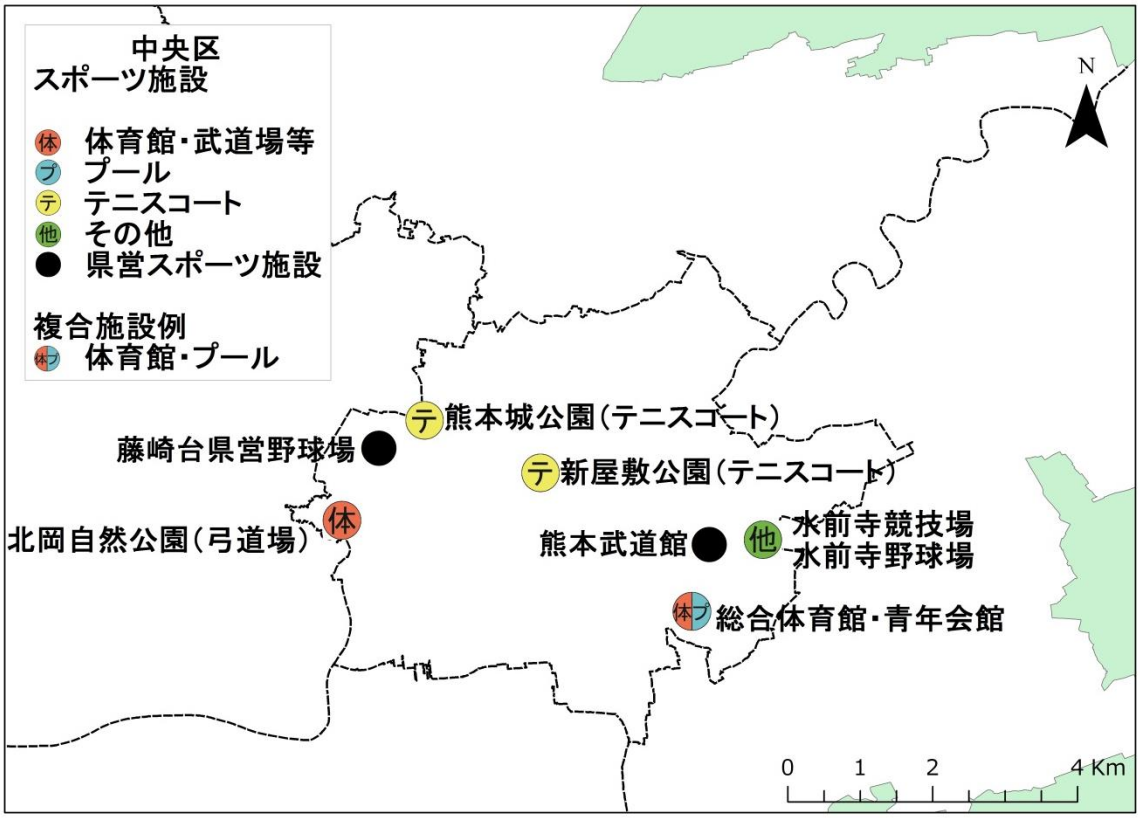
※ 城山運動施設体育館については、H27 年 4 月 13 日に閉館

②配置状況

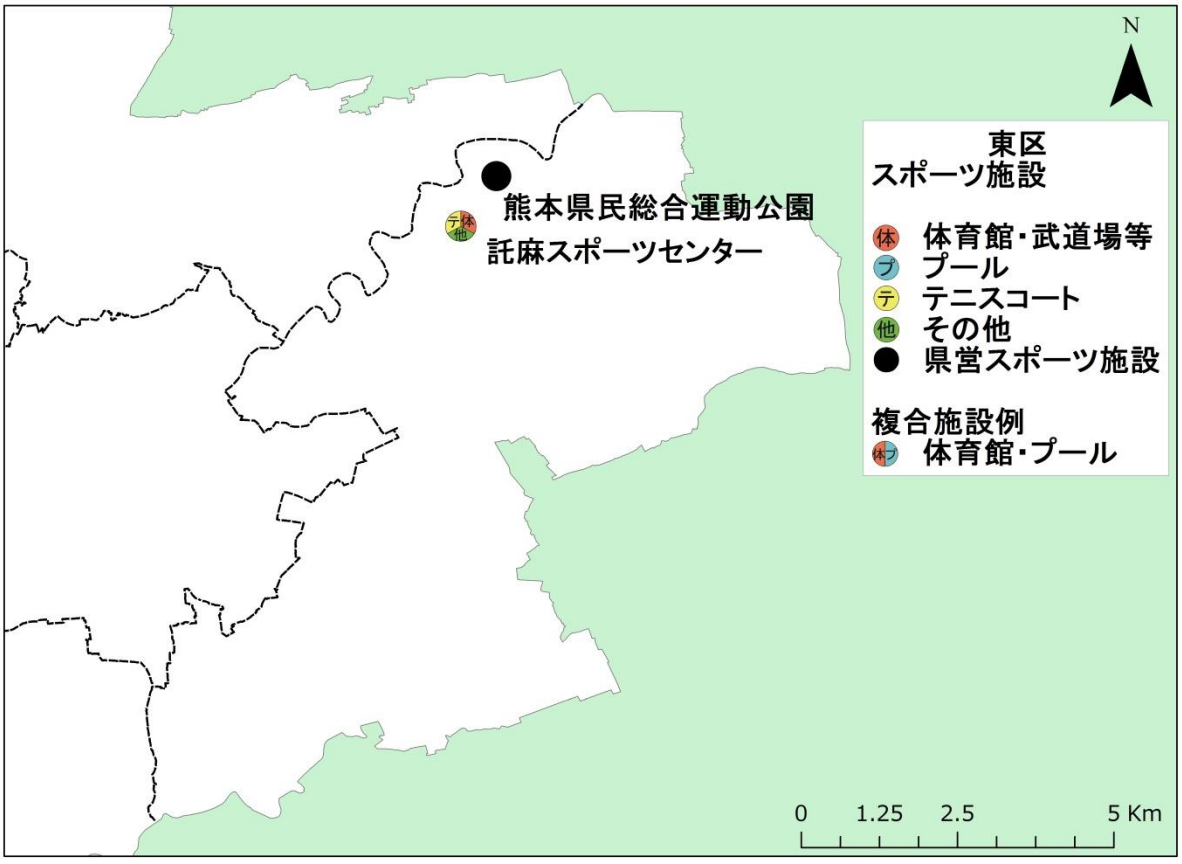
図表　施設配置図：全体（平成 28 年 4 月 1 日現在）



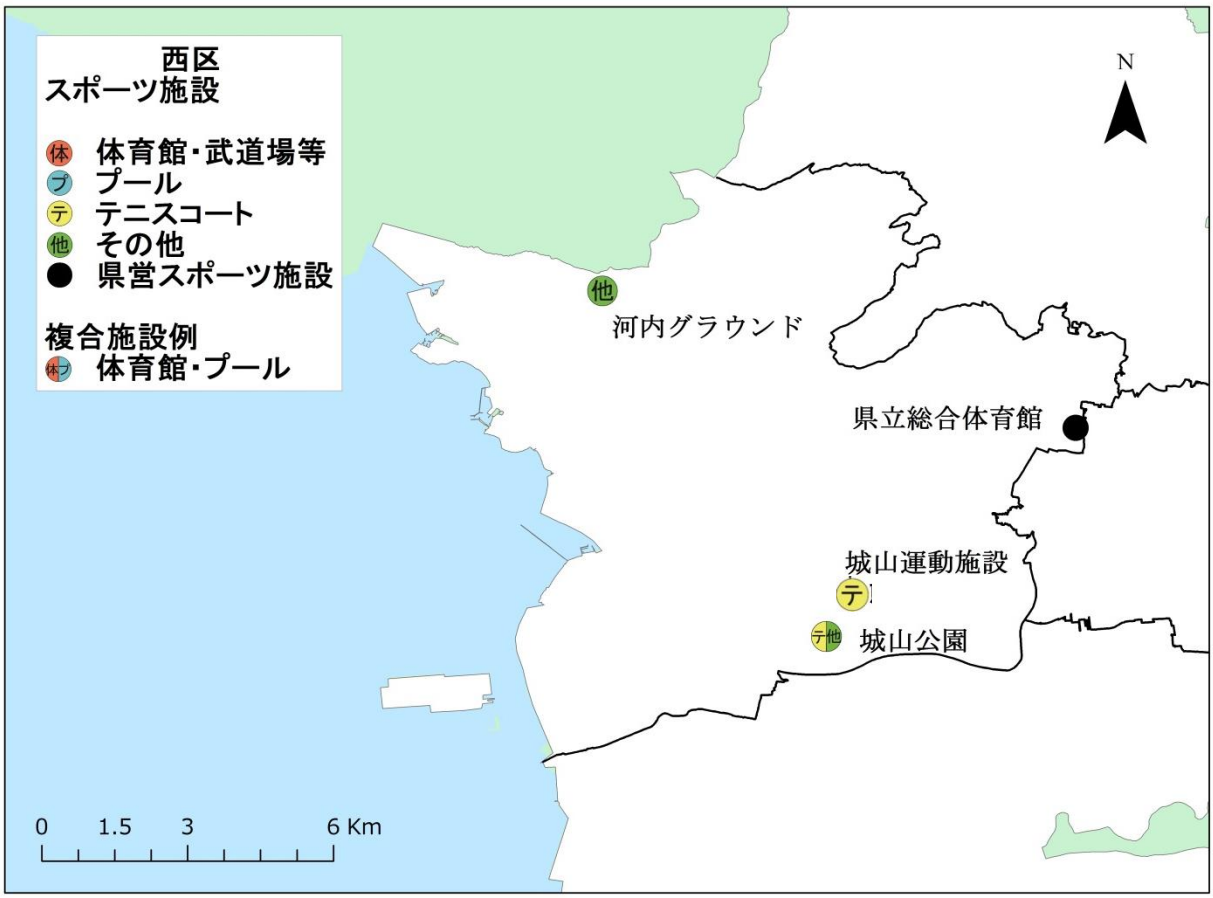
図表　施設配置図：中央区（平成 28 年 4 月 1 日現在）



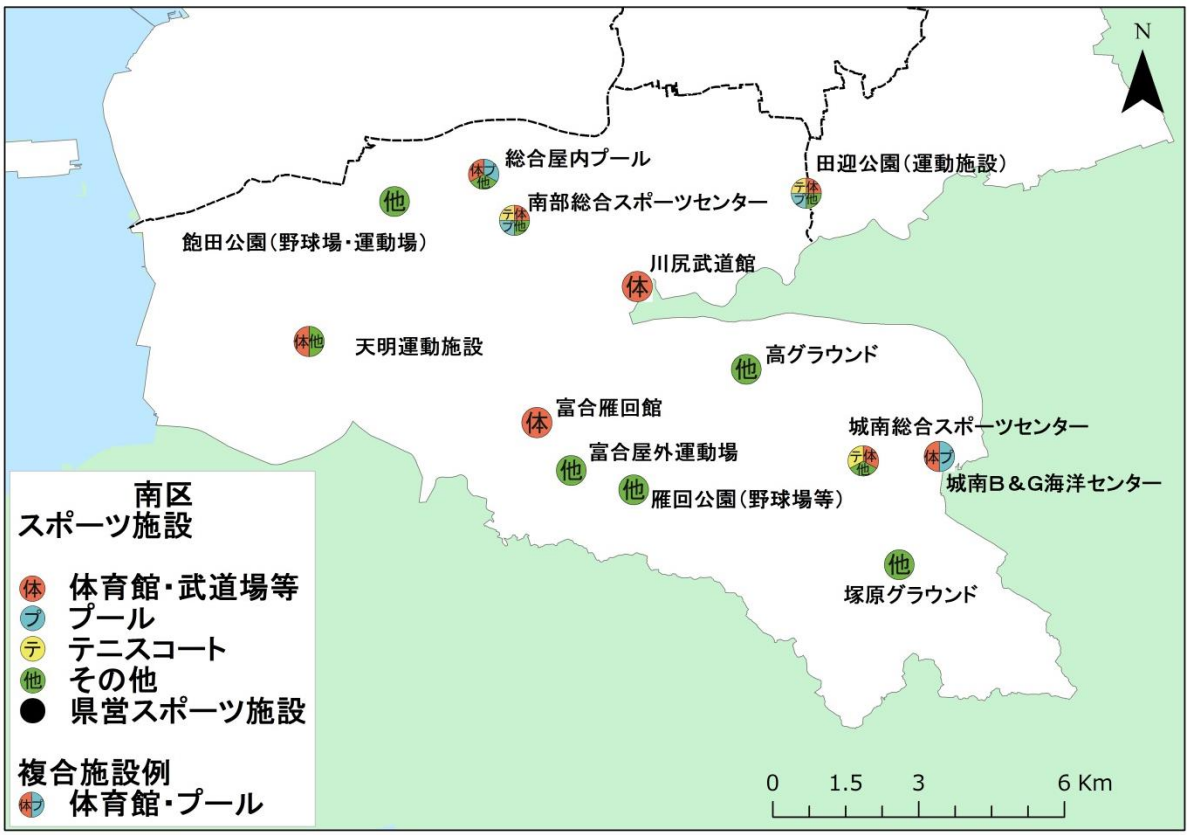
図表　施設配置図：東区（平成 28 年 4 月 1 日現在）



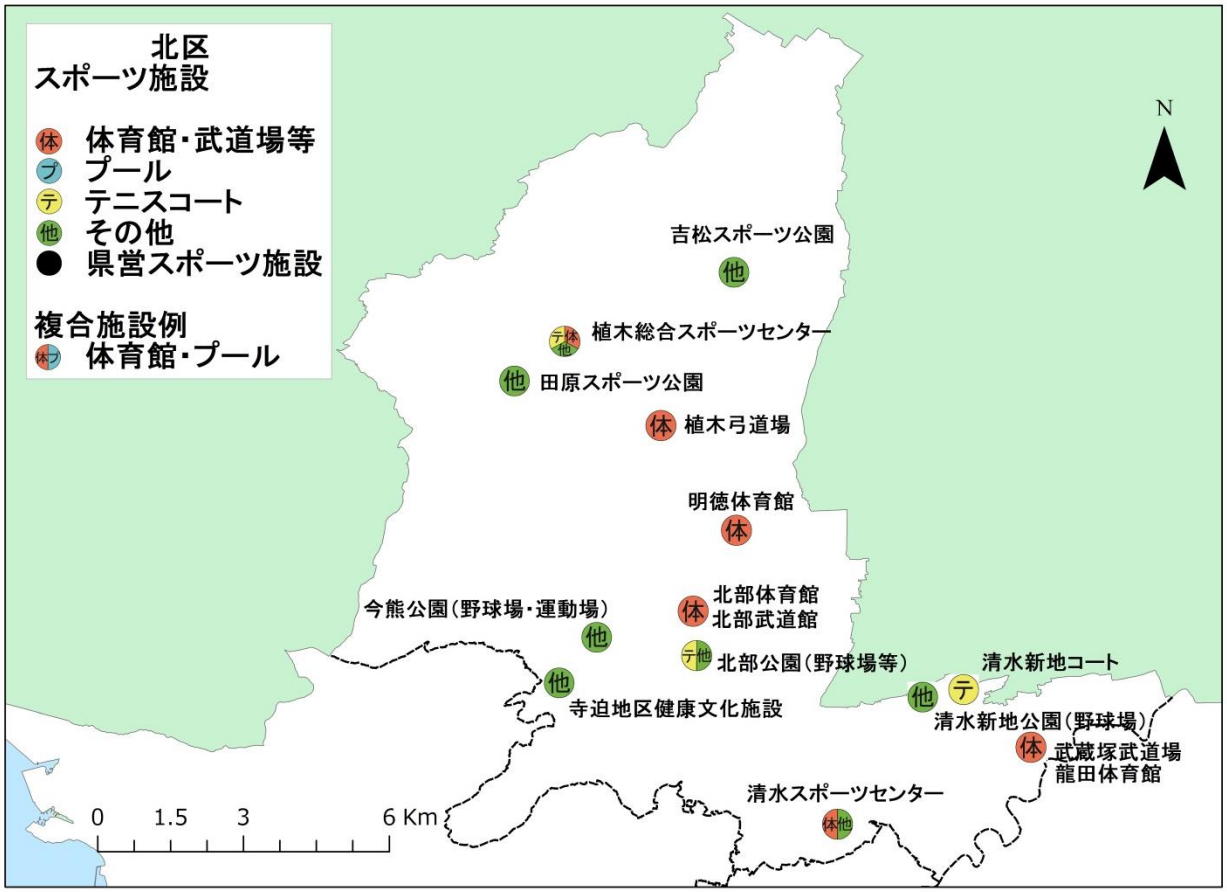
図表　施設配置図：西区（平成 28 年 4 月 1 日現在）



図表　施設配置図：南区（平成 28 年 4 月 1 日現在）



図表　施設配置図：北区（平成 28 年 4 月 1 日現在）



2）実態把握

①運営状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

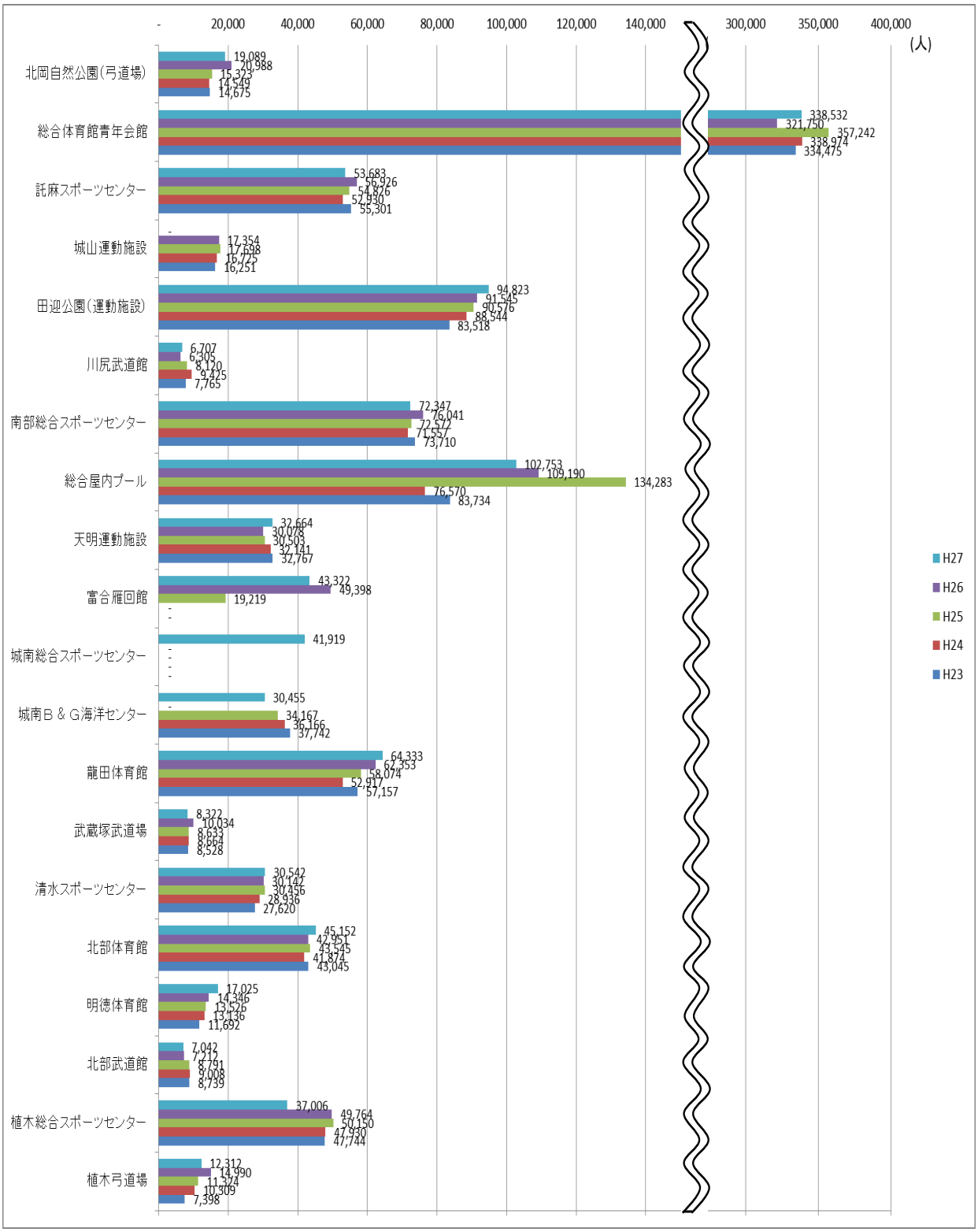
No	施 設 名 称	運営時間	休 館 日	運営日数	使用料（有料、無料）	運営方法（直営、指定管理）	備　考
1	北岡自然公園（弓道場）	8:30～19:00	年末年始	360	有料	直営	
2	熊本城公園（テニスコート）	9:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
3	新屋敷公園（テニスコート）	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
4	総合体育館・青年会館	9:00～22:00	年末年始・月曜日	311	有料	指定管理	
5	水前寺運動公園（野球場）	6:00～22:00	年末年始	358	有料	指定管理	
6	水前寺運動公園（競技場）	6:00～22:00	年末年始	358	有料	指定管理	
7	託麻スポーツセンター	9:00～22:00	年末年始・月曜日	309	有料	指定管理	
8	城山運動施設	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
9	城山公園（運動場・テニスコート）	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
10	河内グラウンド	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
11	田迎公園（運動施設）	6:00～22:00	年末年始	309	有料	指定管理	
12	川尻武道館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
13	南部総合スポーツセンター	9:00～22:00	年末年始・月曜日	309	有料	指定管理	
14	総合屋内プール	9:00～22:00	年末年始・水曜日	318	有料	指定管理	
15	飽田公園（野球場・運動場）	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
16	天明運動施設	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
17	富合雁回館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
18	富合屋外運動場	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
19	雁回公園（野球場等）	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
20	高グラウンド	－	ー	366	無料	直営	
21	城南総合スポーツセンター	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	H27.4 開設
22	城南Ｂ＆G海洋センター	9:00～22:00	年末年始※プール 5 月-9 月のみ利用可	360	有料	直営	
23	塚原グラウンド	6:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
24	龍田体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
25	武蔵塚武道場	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
26	清水新地公園（野球場）	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
27	清水新地コート	9:00～19:00	年末年始	360	有料	直営	
28	清水スポーツセンター	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
29	北部体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
30	明徳体育館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
31	北部武道館	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
32	北部公園（野球場等）	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
33	今熊公園（野球場・運動場）	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
34	寺迫地区健康文化施設	－	ー	366	無料	直営	
35	田原スポーツ公園	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
36	植木総合スポーツセンター	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
37	植木弓道場	9:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	
38	吉松スポーツ公園	6:00～22:00	年末年始	360	有料	直営	

※休館日（月曜日・水曜日が休日にあたるときはその直後の休日でない日）

②利用状況

体育館等の平成 27 年度の利用者数は全体で約 106 万人です。施設別では、総合体育館青年会館が約 34 万人で全体の 32%を占めています。

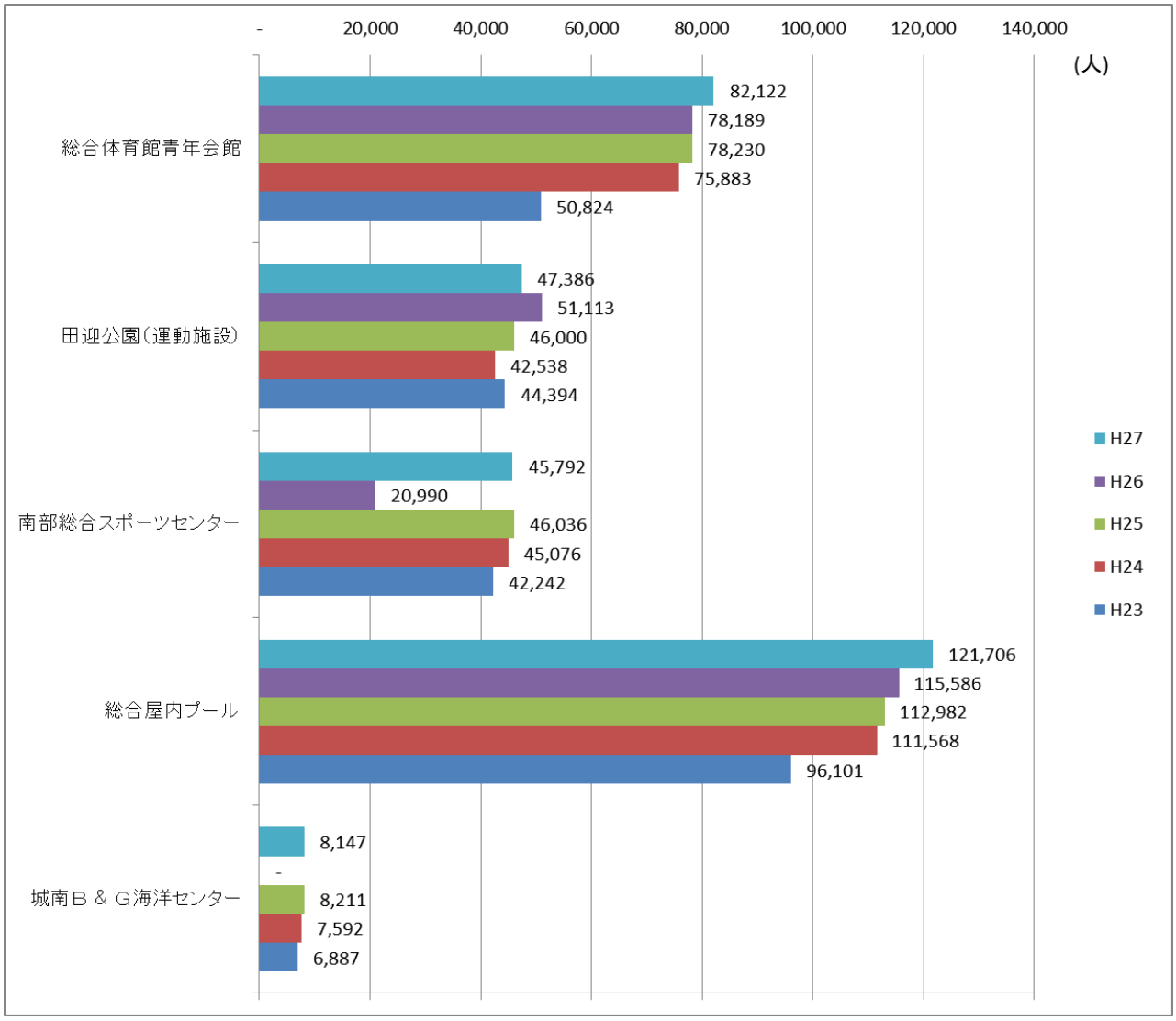
図表　体育館等利用者数の推移（平成 23 年度～平成 27 年度）



※城山運動施設：Ｈ27～テニスコートのみ（体育館は閉鎖）

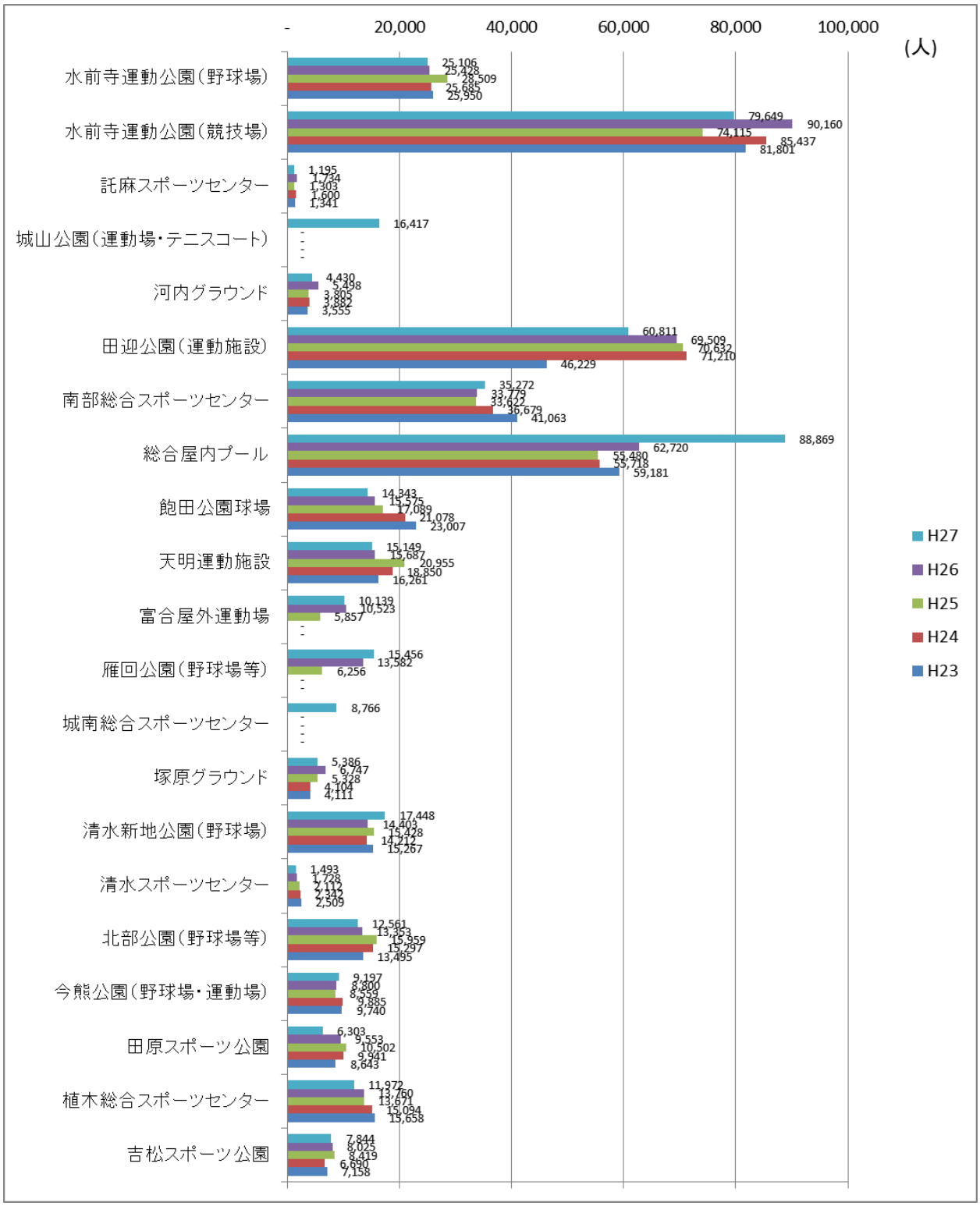
プールの平成 27 年度の利用者数は全体で約 31 万人です。施設別では、総合屋内プールが約 12 万人で全体の 40%を占めています。

図表 プール利用者数の推移（平成 23 年度～27 年度）



グラウンド等の平成 27 年度の利用者数は全体で約 45 万人です。施設別では、水前寺運動公園（競技場）が約 8 万人で全体の 18%、総合屋内プール（多目的広場等）が約 9 万人で全体の 20%を占めています。

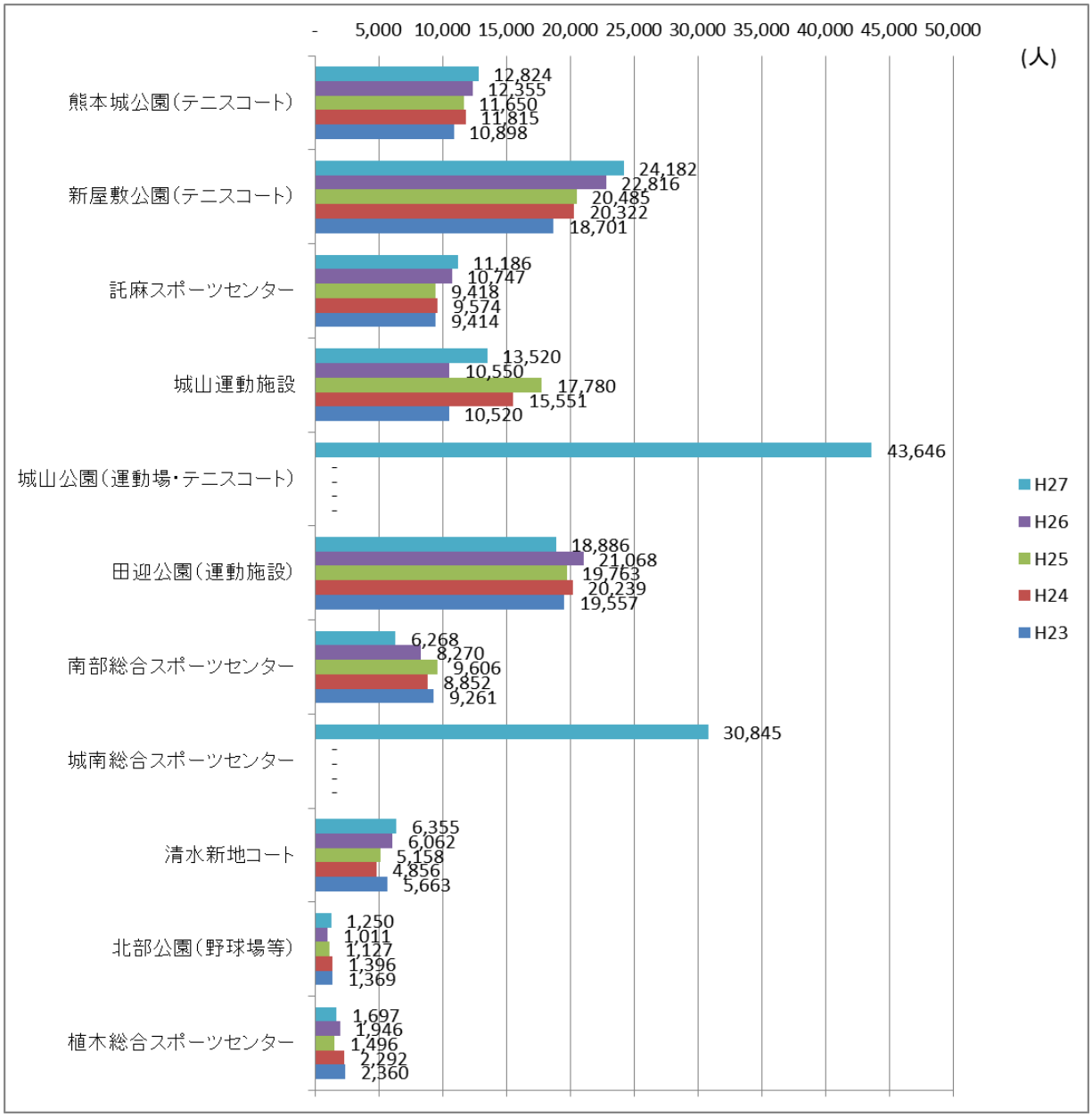
図表　グラウンド等利用者数の推移（平成 23 年度～27 年度）



※高グラウンド、寺迫地区健康文化施設を除く（利用者数を把握できないため）

テニスコートの平成 27 年度の利用者数は全体で約 17 万人です。施設別では、城山公園（運動場・テニスコート）が約 4 万人で全体の 26%を占めています。

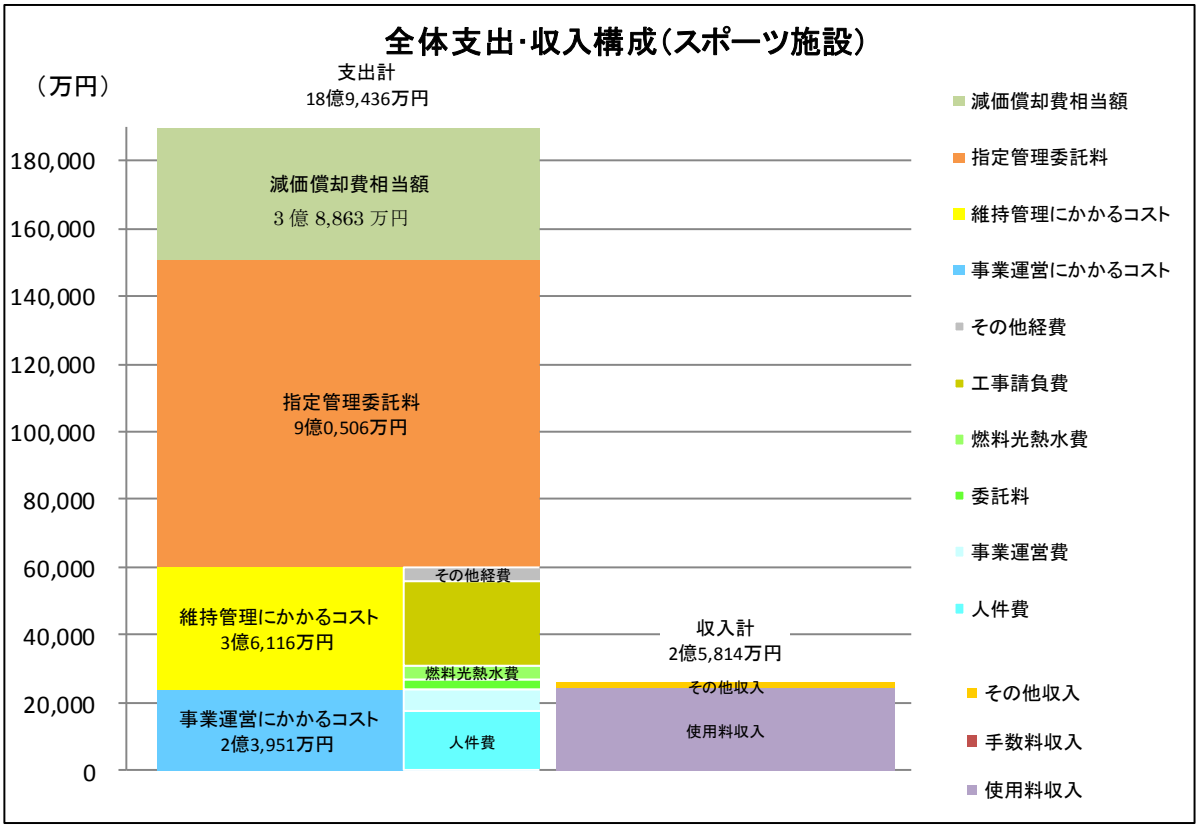
図表　テニスコート利用者数の推移（平成 23 年度～27 年度）



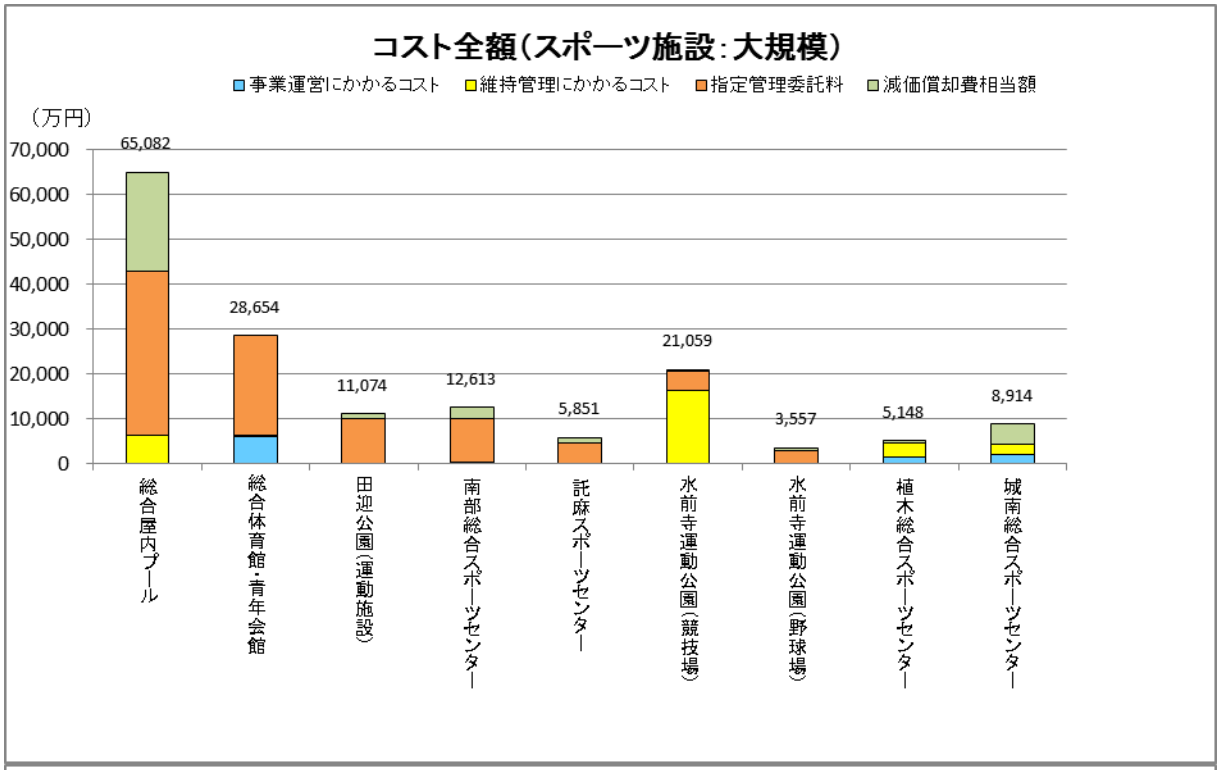
③コスト状況

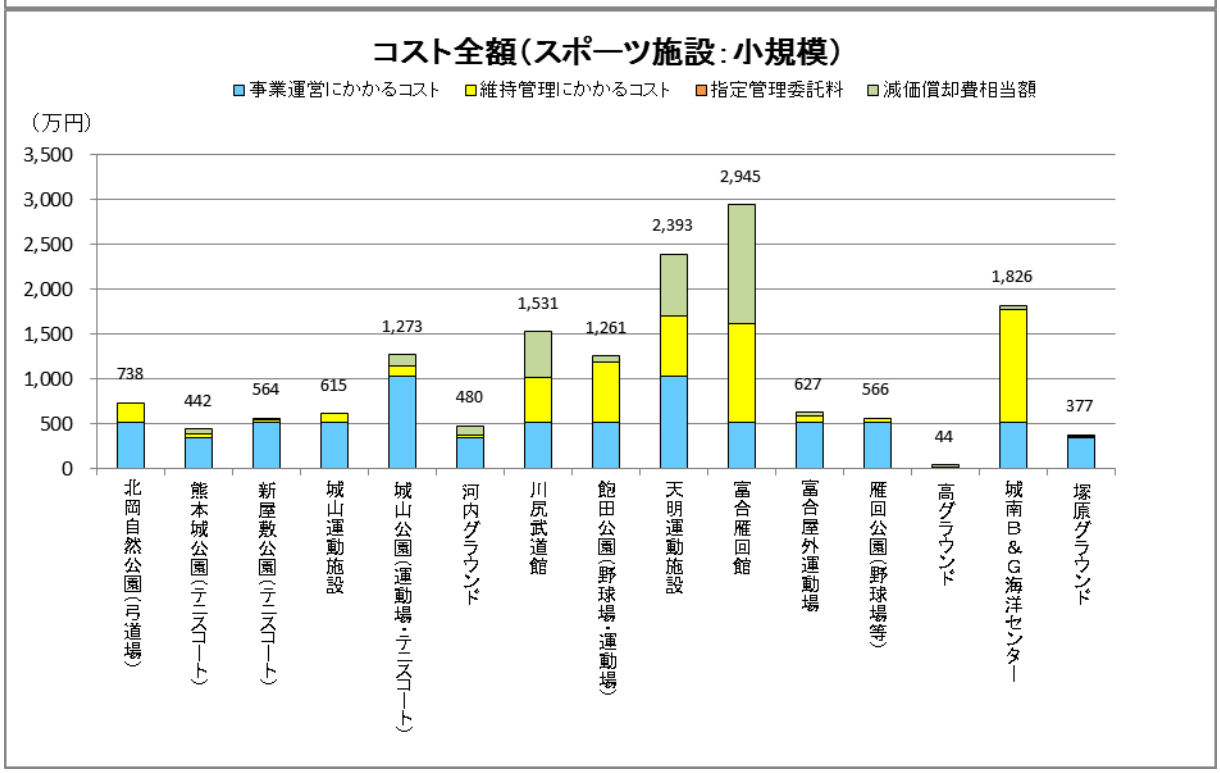
年間トータルコストは、18 億 9,436 万円です。このうち、減価償却費相当額は 3 億 8,863 万円（20%）指定管理委託料は 9 億 506 万円（48%）で、維持管理にかかるコストは 3 億 6,116 万円（19%）で、事業運営にかかるコストは 2 億 3,951 万円（13%）となっています。

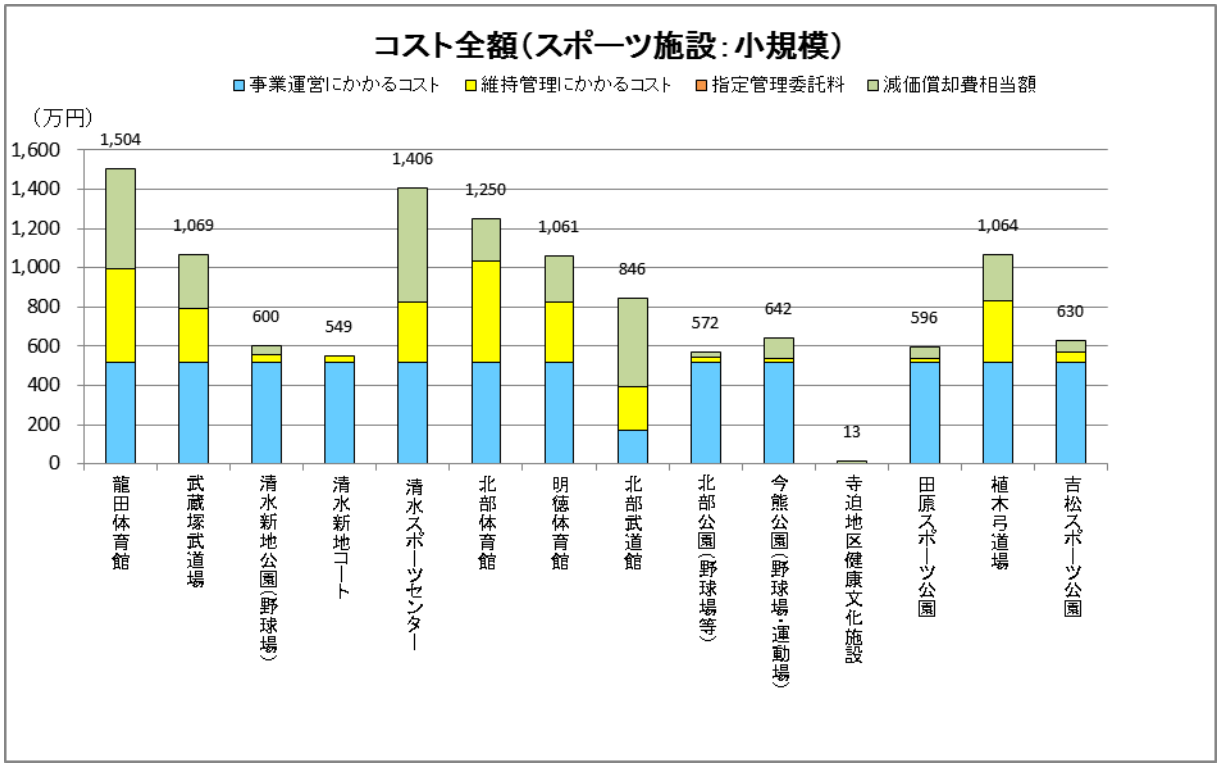
図表　全施設トータルコスト（平成 27 年度）



図表　施設別のコスト（平成 27 年度）

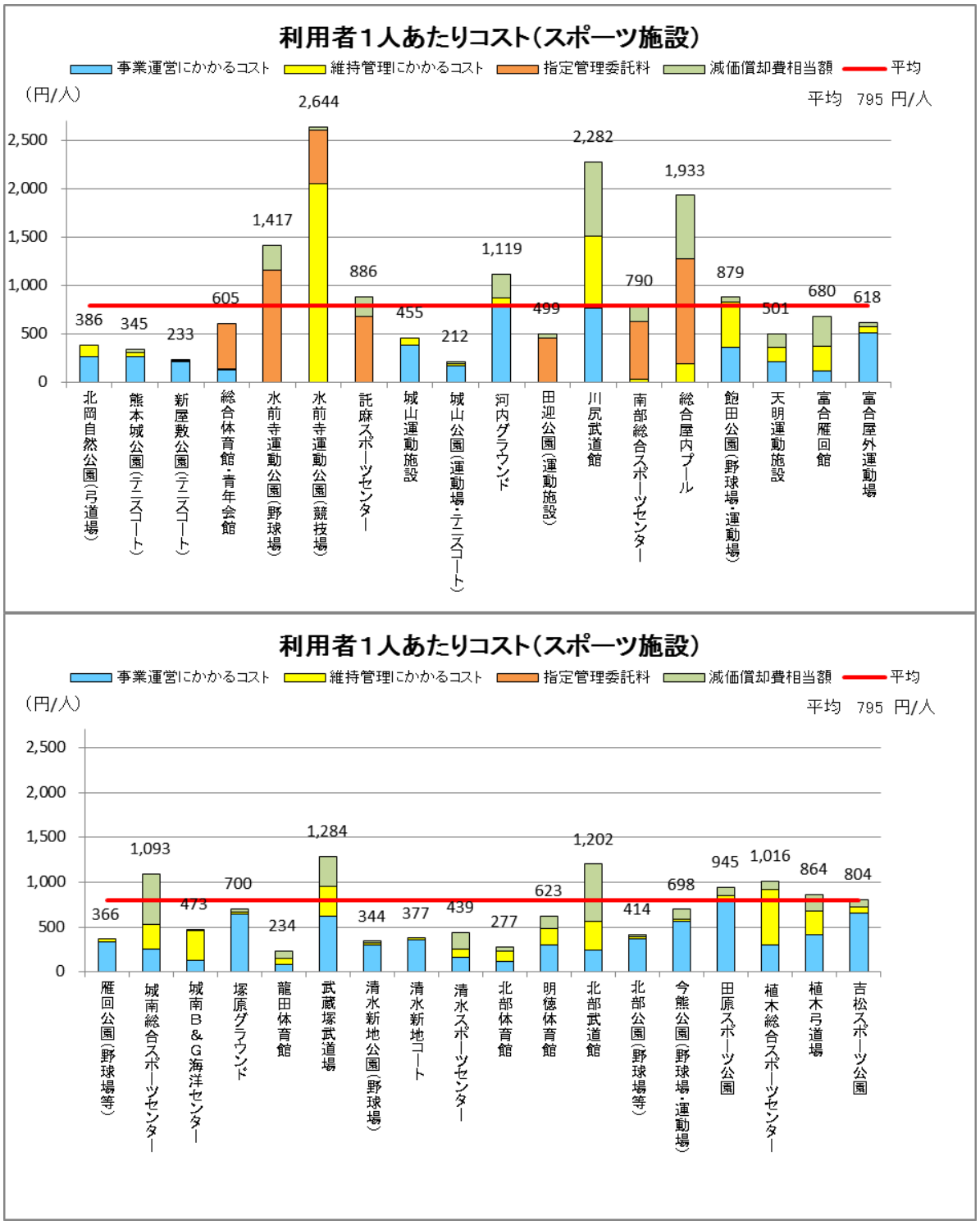





コスト全額（スポーツ施設：小規模）
事業運営にかかるコスト
維持管理にかかるコスト
指定管理委託料
減価償却費相当額
（万円）
1,600
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
1,504
1,069
600
549
1,406
1,250
1,061
846
572
642
13
596
1,064
630
龍田体育館
武蔵塚武道場
清水新地公園（野球場）
清水新地コート
清水スポーツセンター
北部体育館
明徳体育館
北部武道館
北部公園（野球場等）
今熊公園（野球場・運動場）
寺迫地区健康文化施設
田原スポーツ公園
植木弓道場
吉松スポーツ公園

施設別の利用者 1 人あたりコストの平均は、795 円／人です。

図表　施設別の利用者 1 人あたりコスト（平成 27 年度）

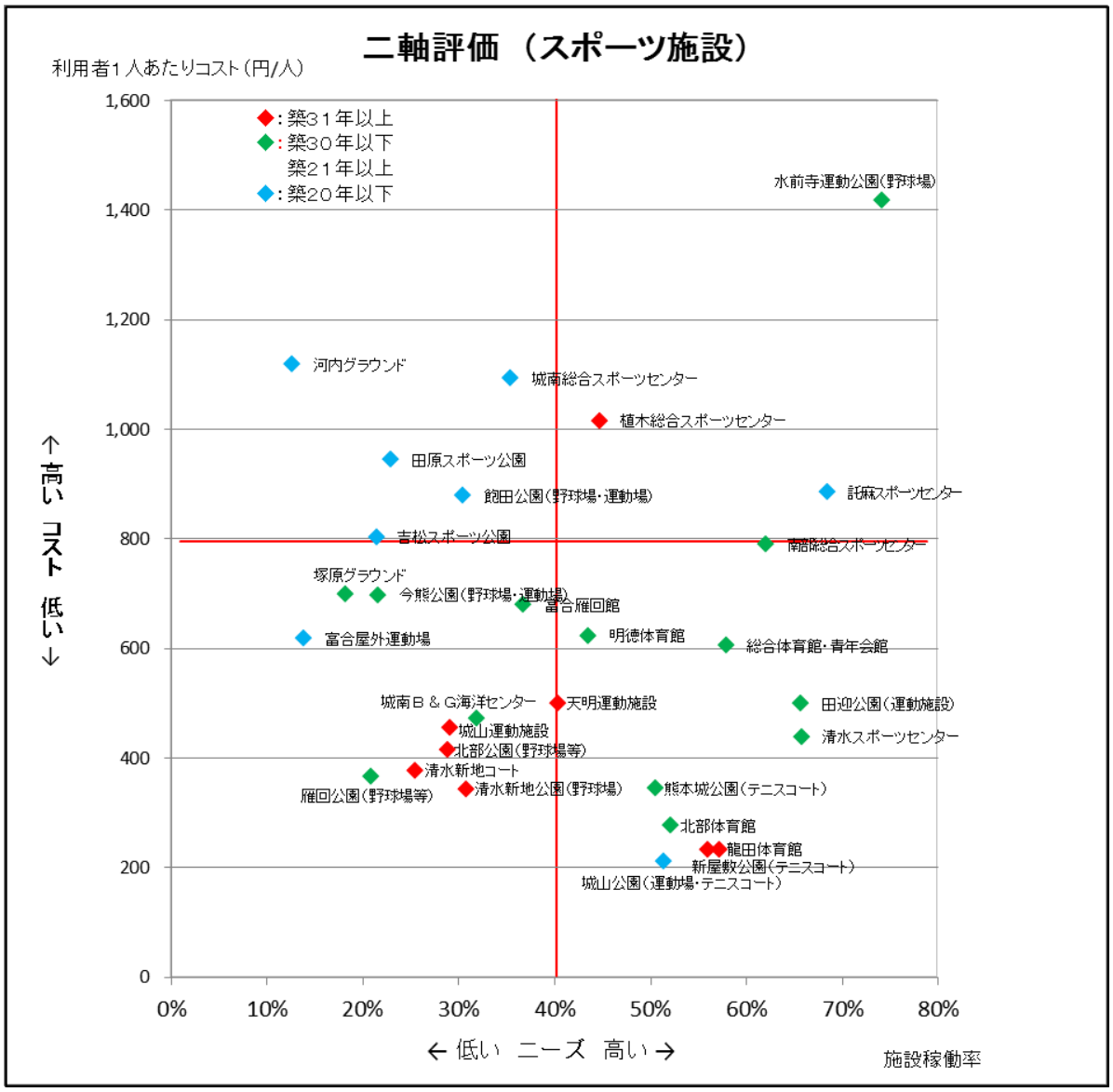


※　無料開放等の理由で使用者数を把握できない施設（高グラウンド、寺迫地区健康文化施設）を除く

④評価・分析

横軸である施設稼働率の平均は 40%で、縦軸である利用者 1 人あたりコストの平均は 795 円です。

図表　二軸評価（平成 27 年度）

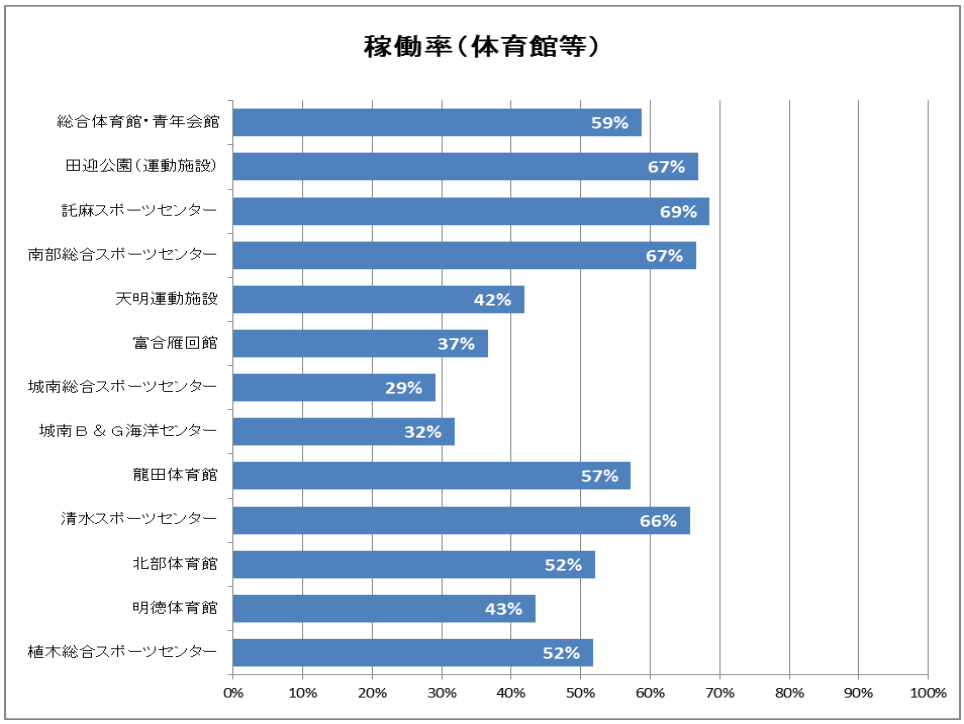


※　上記の二軸評価については、利用者 1 人あたりコストと施設稼働率の両方又はいずれかが不明な施設（北岡自然公園（弓道場）、高グラウンド、寺迫地区健康文化施設、水前寺運動公園（競技場）、川尻武道館、総合屋内プール、武蔵塚武道場、北部武道館、植木弓道場）を除外

⑤施設別の稼働率

体育館等の平成 27 年度の稼働率は、施設別では、託麻スポーツセンターが 69%と最も高い水準である一方、30%程度しか利用されていない施設も存在します。

図表　体育館等施設別の稼働率（平成 27 年度）



No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	総合体育館・青年会館	59%	137,338	96,402	233,740
2	田迎公園（運動施設）	67%	64,431	31,977	96,408
3	託麻スポーツセンター	69%	49,576	22,730	72,306
4	南部総合スポーツセンター	67%	48,138	24,168	72,306
5	天明運動施設	42%	35,238	49,002	84,240
6	富合雁回館	37%	34,355	59,245	93,600
7	城南総合スポーツセンター	29%	32,682	79,638	112,320
8	城南Ｂ＆Ｇ海洋センター	32%	7,450	15,950	23,400
9	龍田体育館	57%	45,528	34,032	79,560
10	清水スポーツセンター	66%	27,687	14,433	42,120
11	北部体育館	52%	43,871	40,369	84,240
12	明徳体育館	43%	18,312	23,808	42,120
13	植木総合スポーツセンター	52%	43,575	40,665	84,240
平均		52%			

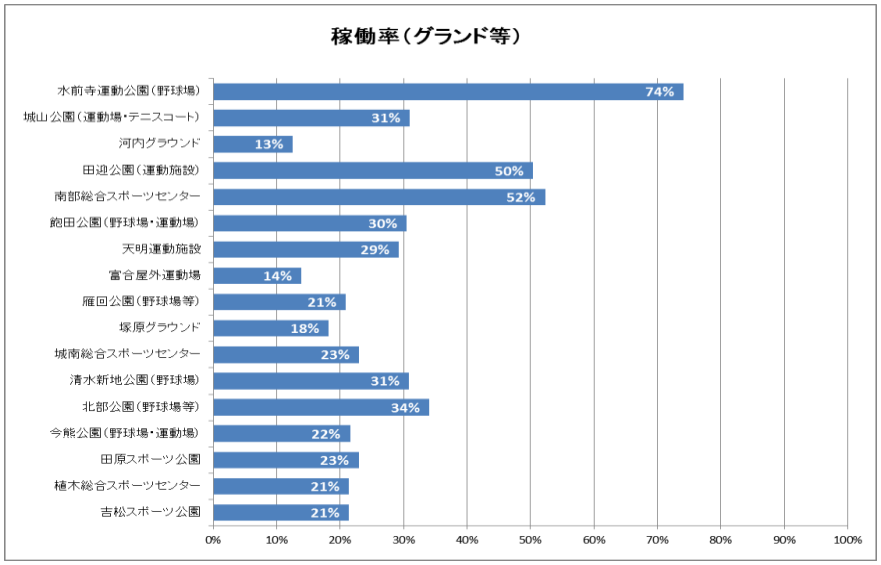
※　屋外施設については雨天時も含めた全体の稼働率

※　次の施設は利用者数のみ把握しているため稼働率の表示なし

北岡自然公園（弓道場）、川尻武道館、武蔵塚武道館、北部武道館、植木弓道場

グラウンド等の平成 27 年度の稼働率は、施設別では、水前寺運動公園（野球場）が 74%と最も高い水準である一方、13%しか利用されていない施設も存在します。

図表　グラウンド等施設別の稼働率（平成 27 年度）



No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	水前寺運動公園（野球場）	74%	3,896	1,358	5,254
2	城山公園（運動場・テニスコート）	31%	1,745	3,884	5,629
3	河内グラウンド	13%	528	3,668	4,196
4	田迎公園（運動施設）	50%	4,443	4,377	8,820
5	南部総合スポーツセンター	52%	3,782	3,446	7,228
6	飽田公園（野球場・運動場）	30%	3,431	7,827	11,258
7	天明運動施設	29%	3,295	7,963	11,258
8	富合屋外運動場	14%	782	4,847	5,629
9	雁回公園（野球場等）	21%	3,610	13,670	17,280
10	塚原グラウンド	18%	764	3,432	4,196
11	城南総合スポーツセンター	23%	2,588	8,670	11,258
12	清水新地公園（野球場）	31%	3,472	7,786	11,258
13	北部公園（野球場等）	34%	1,910	3,695	5,605
14	今熊公園（野球場・運動場）	22%	2,431	8,827	11,258
15	田原スポーツ公園	23%	1,291	4,338	5,629
16	植木総合スポーツセンター	21%	2,407	8,851	11,258
17	吉松スポーツ公園	21%	1,206	4,423	5,629
平均		29%			

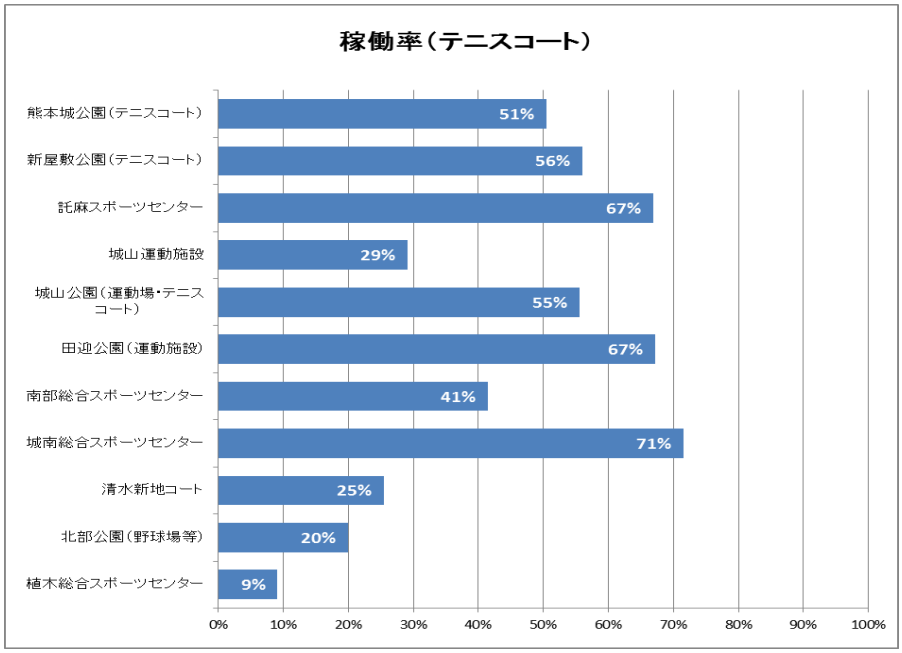
※　屋外施設については雨天時も含めた全体の稼働率

※　次の施設は供用開始前又は無料開放であったことから稼働率が把握できないため稼働率の表示なし；
高グラウンド、寺迫地区健康文化施設

※　次の施設は利用者数のみ把握しているため稼働率の表示なし；　水前寺運動公園（競技場）

テニスコートの平成 27 年度の稼働率は、施設別では、城南総合スポーツセンターが 71%と最も高い水準である一方、9%しか利用されていない施設も存在します。

図表　テニスコート施設別の稼働率（平成 27 年度）



No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	熊本城公園（テニスコート）	51%	6,560	6,428	12,988
2	新屋敷公園（テニスコート）	56%	9,907	7,793	17,700
3	託麻スポーツセンター	67%	5,392	2,668	8,060
4	城山運動施設	29%	5,454	13,266	18,720
5	城山公園（運動場・テニスコート）	55%	15,583	12,497	28,080
6	田迎公園（運動施設）	67%	9,876	4,836	14,712
7	南部総合スポーツセンター	41%	5,141	7,259	12,400
8	城南総合スポーツセンター	71%	20,073	8,007	28,080
9	清水新地コート	25%	3,310	9,678	12,988
10	北部公園（野球場等）	20%	656	2,637	3,293
11	植木総合スポーツセンター	9%	849	8,511	9,360
平均		50%			

※　屋外施設については雨天時も含めた全体の稼働率

3）既存計画の概要

①「熊本市スポーツ都市宣言に関する決議」（平成 11 年 8 月 27 日市議会）

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

一　スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
一　スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
一　スポーツを通じていきいきとしてまちを創ろう。

平成 11 年 8 月 27 日　　熊本市議会

②第 2 次熊本市生涯スポーツマスタープラン 2012-2021（平成 24 年 3 月）（抜粋）

第 1 章　熊本市のスポーツを取り巻く環境

1　スポーツの現状と課題

（1）　スポーツを取り巻く環境

ア　国の動向

（ア）スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月）

（イ）スポーツ基本法（平成 23 年 6 月）

スポーツ振興法（昭和 36 年制定）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

イ　熊本県の計画

「熊本県スポーツ振興計画」では、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツによる地域づくりと子どもたちの健全育成を図っていくことをスポーツの振興にあたっての基本理念としています。

ウ　熊本市の上位・関連計画

（ア）　熊本市総合計画（平成 21 年 3 月策定、平成 22 年 10 月改訂）

第 5 章第 2 節「生涯を通した学習・スポーツの振興」

○だれもが、健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができるスポーツライフの実現に努めます。

① 地域スポーツの支援
② 競技力の向上
③ スポーツ施設の整備
④ コンベンションの誘致

（イ） 熊本市観光振興計画　湧々観光アクションプラン（平成 22 年 3 月策定）

基本方針の中で、観光客やコンベンションの誘致に取り組むとしており、その中で全国的・国際的なスポーツ大会・スポーツキャンプの誘致に努めることを事業の方向性として定めています。

（略）

(3) 課題の整理

オ　スポーツ施設

① スポーツ施設の整備については、安全で利便性の高い、また、ユニバーサルデザインに対応した計画的な整備・改修を行っていく必要があります。

② 利用種目の拡充など市民ニーズへの対応には、既存のスポーツ施設の有効活用の推進とともに、県営や隣接する市町村等の公共スポーツ施設や民間スポーツ施設との連携について検討を行っていく必要があります。

③ スポーツ大会等の誘致に対しては、既存施設の特徴を最大限に活かすとともに、協議のルールに対応した器具の整備・購入等にあっては、検討を行っていく必要があります。

また新たな施設の整備についても、スポーツコンベンション推進の観点から検討を行っていく必要があります。

第 2 章　基本的事項

7　基本施策

基本施策 5　スポーツ施設の整備・機能充実

市民のスポーツ活動を支え、スポーツ大会等が行えるようなスポーツ施設の整備・機能充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに対応した安全で快適な施設の充実に取り組んでいきます。

第 3 章　施策の展開

2　推進施策と各主体の役割

(5) スポーツ施設の整備・機能充実

ア　スポーツ施設の機能充実・利便性の向上　★【重点施策】

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設や学校体育施設などの利用目的に応じた有効活用を推進します。

また、子どもから高齢者、障がいのある人まで、多様な利用者の使用に対応していくため、既存の施設や設備については、市民誰もが安全に利用できるスポーツ施設となるよう、整備・改善に取り組みます。

新たなスポーツ施設の整備については、スポーツコンベンションを推進する観点から調査・研究に取り組みます。

さらに、スポーツ施設を訪れる利用者が安心して、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

【具体的な取り組み】

○ 学校体育施設の夜間開放
○ 学校体育館の分割借用
○ 既存のスポーツ施設における受け入れ種目等の拡充
○ ユニバーサルデザインに対応した施設の整備
○ 新市基本計画に基づく運動施設等の拠点整備
○ 利用者アンケートの実施
○ 休館日・供用時間の検討　等

イ　熊本県・市町村公共施設案内予約システムの活用

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、インターネットを通じたスポーツ施設案内予約システムの活用に努めます。

【具体的な取り組み】

○ 熊本県・市町村公共施設案内予約システムの運用　等

ウ　スポーツ施設の維持管理

身近な施設が安全・快適に利用し続けることができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理に努めます。

【各主体の役割】

主体		施策の成果向上に向けた主体別の取り組み
市民等	市民	【する】 ○施設への要望・意見を積極的に行い、更なる利便性向上に協力します。 ○適正な利用に心がけ、様々な人たちとの交流の場として活用します。
	スポーツ団体 地域団体 ＮＰＯ 事業者　等	【ささえる】 ○施設の安全かつ適正な利用について、競技者に対して指導を行います。 ○団体等が所有する施設について、一般への開放など有効的に活用できるよう検討を進めます。
行政		【ささえる】 ○既存設備の有効活用に努めます。 ○計画的な整備を行い長期的な施設の維持管理に努めます。 ○市民だれもが気軽に安心して利用できるよう、計画的な施設の整備や利便性の向上に努めます。

4）課題　総合管理計画における施設分野別方針

【総括的事項】

・総合体育館･青年会館や総合屋内プールは、連携中枢都市圏においても一定の役割を担う公共施設であり、適切なメンテナンスによって施設の長寿命化を図ります。

方針1　資産総量の適正化

・総合体育館･青年会館や総合屋内プール以外のスポーツ施設については、利用状況に差があることから、利用活性化策について検討しながら、施設ごとの管理方針を定めます。

・施設の更新を検討する際には、学校施設等の夜間開放施設の利活用を含め、必要性の検討を行います。

方針2　施設の長寿命化の推進

・スポーツ施設は、躯体に加え、多数の設備も有していることから、部位ごとの更新計画について具体的な検討を進めます。

方針3　施設運営に要する総コストの削減

・多数の施設を保有しており、順次、改修や更新時期が到来するため、必要となる多額の費用の平準化、抑制に努めます。

・多額の一般財源を投入している状況に鑑み、利用料金の適正化についても検討します。

5）参考

①県営施設

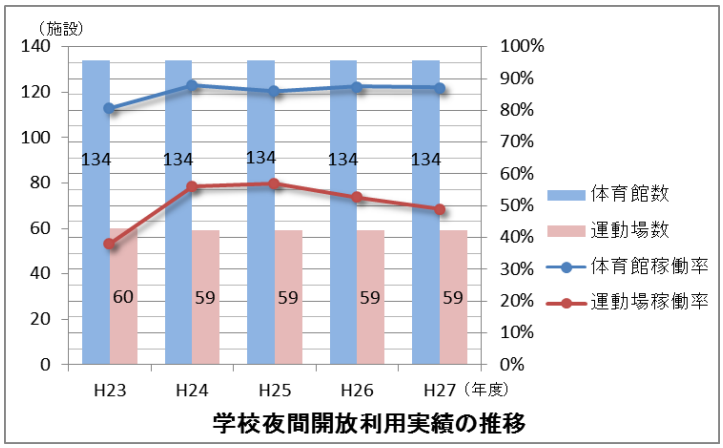
市内には、以下の県営施設が整備されています。配置状況は本市施設の配置図をご確認下さい。

施 設 名	所　在　地	建　　物		建築年月日
		棟数	面積㎡	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区石原町 2 丁目 9-1	45	68,069.00	昭和 52 年 3 月 31 日
県立総合体育館	熊本市西区上熊本 1 丁目 9 番 28 号	2	15,717.40	昭和 57 年 7 月 20 日
藤崎台県営野球場	熊本市中央区宮内 4-1	5	2,928.54	昭和 35 年 10 月 15 日
熊本武道館	熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号	1	3,143.00	昭和 46 年 8 月 20 日

②学校の体育施設開放

本市では、夜間開放を実施している学校施設があります。平成 23 年度から平成 27 年度までの推移をみると、体育館の稼働率は一貫して 8 割以上と高く、運動場は開放施設が 1 施設減少した平成 24 年以降、概ね 5 割程度の水準で推移しています。

図表　学校夜間開放利用実績の推移（平成２８年４月１日現在）



③スポーツ施設併設状況一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

熊本市では、スポーツ振興課所管のスポーツ施設以外にも下記のとおり公園施設等に併設された施設を有しています。

グラウンド等

施設名称	所管	運営形態	設置条例	数量（面数）	面積㎡	休館日	利用可能時間帯	使用料（有料無料）	利用実績（H27 年度）			
									年間延利用者数	年間利用可能ｺﾏ数(A)	年間利用ｺﾏ数(B)	利用率(B)/(A)
錦ヶ丘公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	5,200.0	年末年始	4～9 月 8:00～18:00 10～3 月 9:00～17:00	（無料）	34,249	3,238	1,572	48.5%
秋津中央公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	4～9 月 8:00～18:00 10～3 月 9:00～17:00	（無料）	6,688	3,238	1,340	41.4%
川鶴団地公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	3,450.0	年末年始	4～9 月 8:00～18:00 10～3 月 9:00～17:00	（無料）	2,104	3,238	195	6.0%
渡鹿公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,760.0	年末年始	4～9 月 6:00～18:00 10～3 月 8:00～17:00	（無料）	30,328	7,380	1,906	25.8%
水前寺江津湖公園(庄口公園)	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	2	10,468.0	年末年始	3～4 月 6:00～18:00 5 月～9/15 6:00～19:00 9/16～10/15 6:00～18:00 10/16 -2 月 7:00～17:00	有料	127,450	7,380	3,907	52.9%
蓮台寺公園	公園課(西部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	51,378	3,223	1,536	47.7%
中島中央公園	公園課(西部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,400.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	101,463	3,208	1,117	34.8%
御幸中央公園	公園課(西部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,000.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	49,463	3,234	1,732	53.6%
小島公園	公園課(西部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	4,550.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	24,337	3,208	1,113	34.7%
坪井中央公園	公園課(北部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	5,000.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	69,768	3,303	1,538	46.6%
柿原公園	公園課(北部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	6,900.0	年末年始	8:00～18:00	（無料）	10,085	3,304	264	8.0%
坪井川緑地	公園課(北部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	12,750.0	年末年始	3 月～10/15 6:00～22:00 10/16～2 月 7:00～22:00	有料	89,034	15,760	2,994	19.0%
坪井川緑地	公園課(北部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	1	14,000.0	年末年始	3 月～10/15 6:00～22:00 10/16～2 月 7:00～22:00	有料	175,649	11,025	1,973	17.9%
戸島ふれあい広場(ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ)	廃棄物計画課	指定管理	熊本市ふれあい広場条例	1	14,500.0	水曜日・年末年始	9:00～17:00 5～8 月 9:00～19:00	有料	21,819	620	620	100.0%
扇田ふれあい広場(ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ)	廃棄物計画課	指定管理	熊本市ふれあい広場条例	1	11,600.0	木曜日・年末年始	9:00～17:00 5～8 月 9:00～19:00	有料	13,869	620	620	100.0%

テニスコート

施設名称	所管	運営形態	設置条例	数量（面数）	面積㎡	休館日	利用可能時間帯	使用料（有料無料）	利用実績（H27 年度）			
									年間延利用者数	年間利用可能コマ数(A)	年間利用コマ数(B)	利用率(B)/(A)
北区役所清水総合出張所	北区役所清水総合出張所	直営	熊本市公民館条例	1	800.0	月曜・年末年始	9:00～18:00	有料	12,426	2,736	1,142	41.7%
南区役所南部出張所	南区役所南部出張所	直営	熊本市公民館条例	1	570.0	月曜・年末年始	9:00～17:00	有料	614	2,156	272	12.6%
東区役所秋津出張所	東区役所秋津出張所	直営	熊本市公民館条例	2	1,139.2	月曜・年末年始	9:00～18:00	有料	2,646	5,544	1,110	20.0%
錦ヶ丘公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	3	2,000.0	年末年始	4～9 月 8:00～18:00 10～3 月 9:00～17:00	（無料）	-	9,714	9,433	97.1%
八王寺中央公園	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	2	1,550.0	年末年始	4～9 月 8:00～18:00 10～3 月 9:00～17:00	（無料）	8,242	6,980	1,674	24.0%
水前寺江津湖公園(庄口公園)	公園課(東部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	4	2,950.0	年末年始	3～4 月 6:00～18:00 5～9 月 15 日 6:00～19:00 9/16～10/15 6:00～18:00 10/16～2 月 7:00～17:00	有料	78,211	15,920	5,385	33.8%
坪井川緑地	公園課(北部土木ｾﾝﾀｰ)	直営	熊本市都市公園条例	4	2,800.0	年末年始	3 月～10/15 6:00～22:00 10/16～2 月 7:00～22:00	有料	104,556	26,967	11,786	43.7%

（10）スポーツレクリエーション：レクリエーション・観光施設

1）施設概要

本市のレクリエーション・観光施設は、7 施設あります。総延床面積は約 3 万㎡で、市が保有する施設の 1.2%を占めます。築年数の状況は、築 31 年以上の施設が 4 施設、築 21 年以上 築 30 年以下が 1 施設、築 20 年以下が 2 施設です。

①施設一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

No	名　称	所 在 地	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	棟数	備　考
1	熊本城	中央区本丸 1 番 1 号	昭和 35 年	56	10,818.74	55	延床面積・棟数は重要文化財を除く。建築年数は天守閣の築年数。
2	桜の馬場観光交流施設	中央区二の丸 1 番 14	平成 22 年	6	3,301.36	6	平成 22 年度に PFI 事業により整備。
3	動植物園	東区健軍 5 丁目 14 番 2 号	平成 2 年	48	12,395.47	65	園開設は昭和 43 年
4	金峰山少年自然の家	西区池上町字西平山	昭和 50 年	41	2,528.61	6	
5	峠の茶屋	西区河内町岳 5 番地 4	昭和 63 年	28	181.36	6	
6	九州自然歩道利用拠点施設	西区河内町岳 1192 番地	平成 13 年	15	256.21	2	
7	あそ教育キャンプ場	阿蘇市南宮原字村上	昭和 57 年	34	883.89	14	
合計					30,365.64	154	



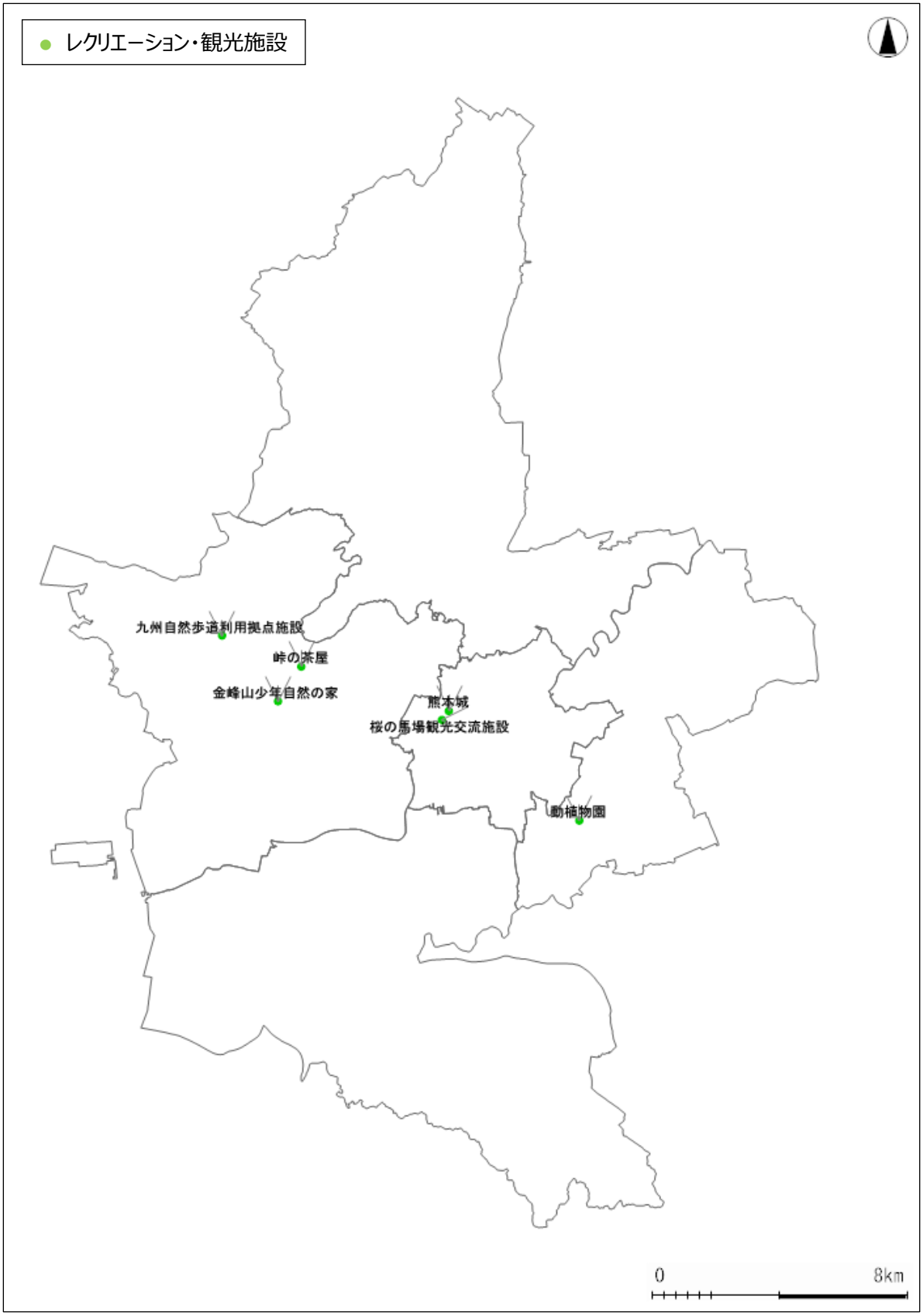
峠の茶屋



九州自然歩道利用拠点施設

②配置状況

図表　施設配置図：全体（平成 28 年 4 月 1 日現在）



2）実態把握

①運営状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

No	名　称	運営時間	休館日	運営日数	使用料（有料、無料）	運営方法（直営、指定管理）	備　考
1	熊本城	8:30～18:00（3～11 月） 8:30～17:00（12～2 月）	12 月 29～31 日	363	有料	直営	
2	桜の馬場 観光交流施設	8:30～22:00	12 月 29～31 日	363	有料	指定管理 （利用料金）	駐車場については年中無休
3	動植物園	9:00～17:00	月曜日・第 4 月曜日の翌日（休日の場合翌日）・12/29～1/1	310	有料	直営	
4	金峰山 少年自然の家		年末年始	360	無料	直営	
5	峠の茶屋	9:00～17:00	火曜日（火曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始	310	無料	直営	
6	九州自然歩道 利用拠点施設	7:00～18:00（4～9 月） 8:00～17:00（10～3 月）	年末年始	360	無料	指定管理	
7	あそ教育キャンプ場		年末年始	358	無料	直営	

②運営人員一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

No	名　称	正職員（人）	再任用職員（人）	嘱託職員（人）	臨時職員（人）	合計（人）
1	熊本城	29	5	3	0	37
2	桜の馬場 観光交流施設	0	0	0	0	0
3	動植物園	54	10	19	0	83
4	金峰山 少年自然の家	4	1	6	1	12
5	峠の茶屋	0	0	2	0	2
6	九州自然歩道 利用拠点施設	0	0	0	0	0
7	あそ教育キャンプ場	0	0	3	4	7

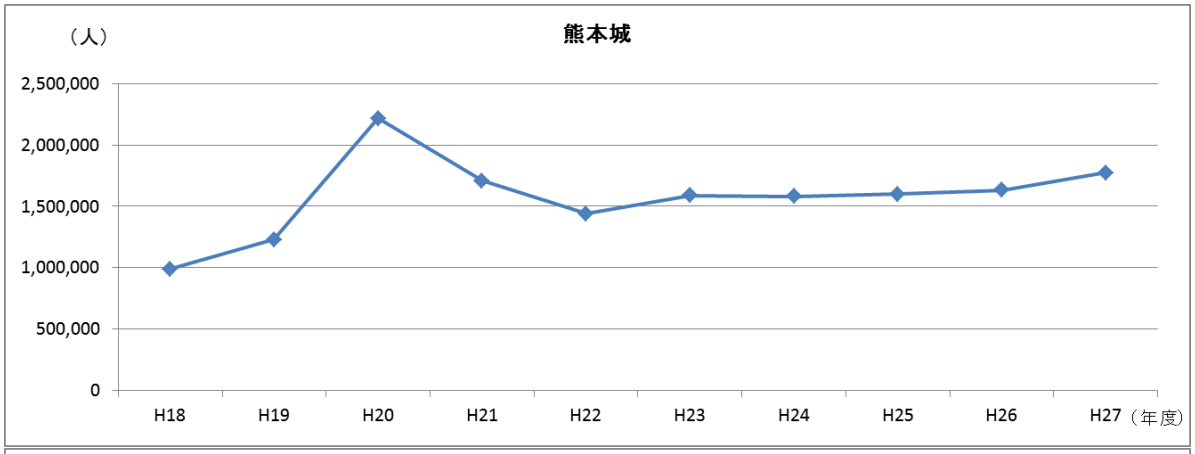


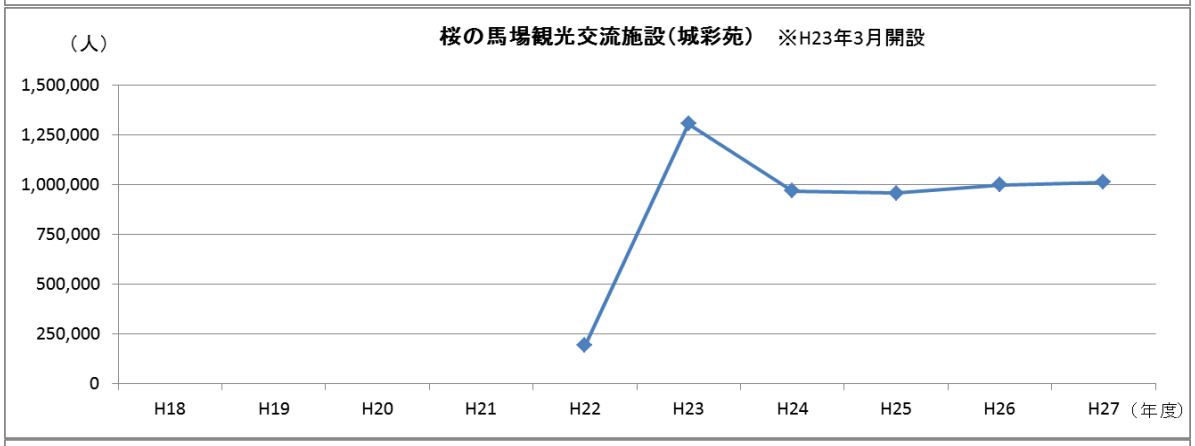
金峰山少年自然の家

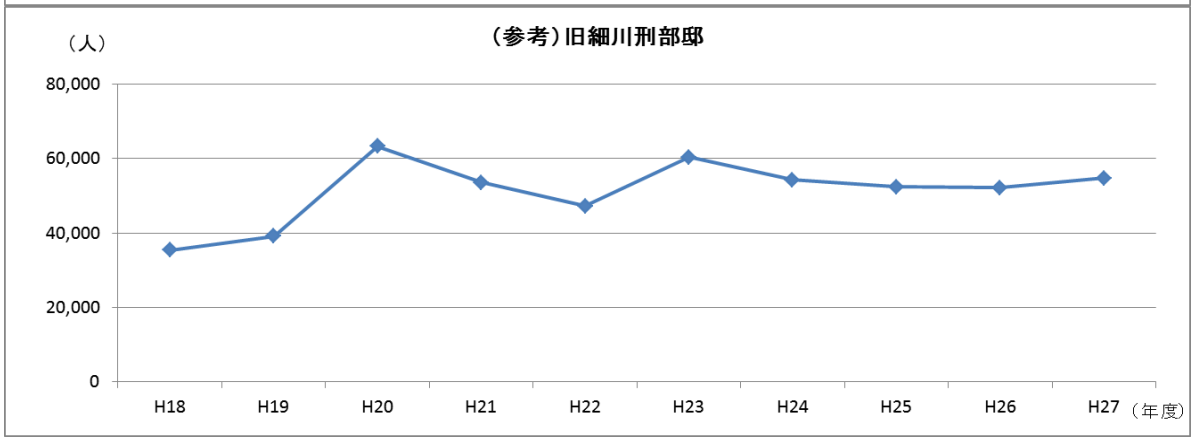
③利用状況

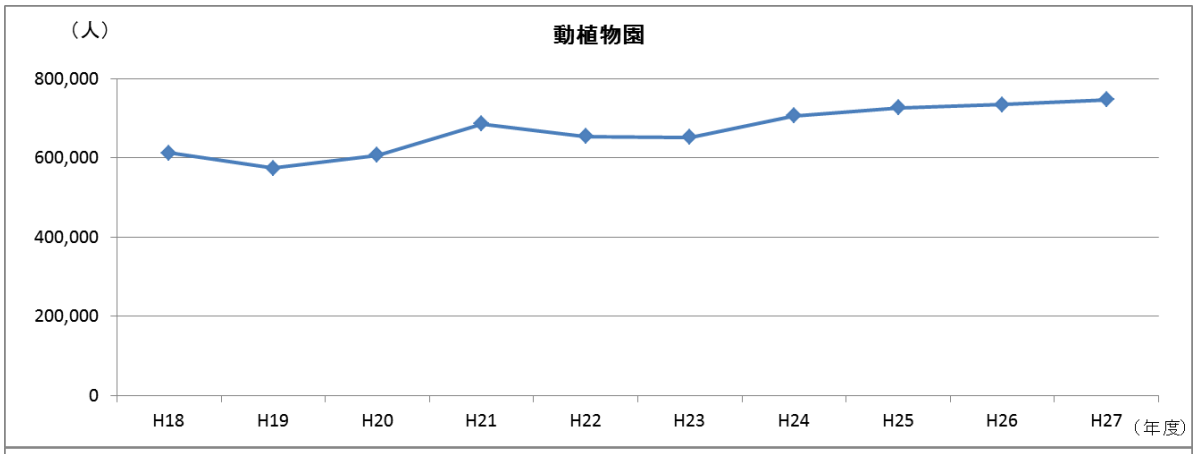
以下のグラフは、各施設の平成 18 年度から平成 27 年度までの入場者数の推移です。熊本城は、平成 20 年 3 月に築城 400 年を記念した本丸御殿大広間が完成し、平成 20 年度には約 222 万人が来場しました。その後は 150 万人を切るまで減少しましたが、近年は増加傾向にあり、平成 27 年度は約 178 万人の方が来場しています。桜の馬場観光交流施設（城彩苑）は、開館の翌年度は約 130 万人の入場者があり、その後は約 100 万人前後で推移しています。動植物園は、平成 19 年から展示施設の再編整備を進めており、入場者数も約 55 万人から約 75 万人に増加しています。金峰山少年自然の家、九州自然歩道利用拠点施設、あそ教育キャンプ場の入場者数はいずれも、平成 18 年から平成 27 年までの期間を通じ、横ばい又は微増傾向です。峠の茶屋の入場者数は、平成 20 年度のピーク時に比べ、およそ半減しています。

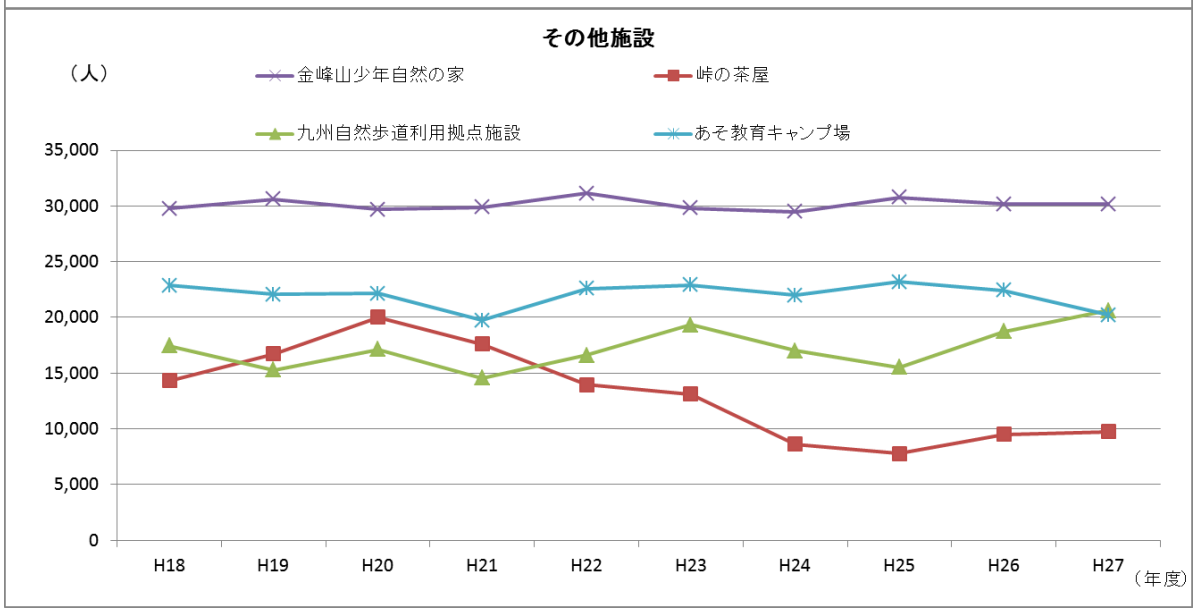
図表　観光施設等の入場者数推移（過去 10 年の入場者数）











④コスト状況

図表　施設別コスト一覧（平成 27 年度）

No	名　称	年間利用者数（人）	全体コスト（円）			利用者 1 人あたりコスト（円）		
			支 出	収 入	使用料	支 出	収 入	使用料のみ
1	熊本城	1,775,339	963,887,709	789,836,880	785,591,165	543	445	443
2	桜の馬場観光交流施設（湧々座）	145,502	140,964,679	56,755,900	0	969	390	0
3	動植物園	747,883	1,096,472,292	338,489,691	308,760,926	1,466	453	413
4	金峰山少年自然の家	30,170	108,448,593	26,102,956	0	3,595	865	0
5	峠の茶屋	9,751	3,221,511	155,193	119,084	330	16	12
6	九州自然歩道利用拠点施設	20,605	10,074,038	61,653	0	489	3	0
7	あそ教育キャンプ場	20,235	24,892,331	1,282,577	0	1,230	63	0

3）既存計画の概要

①熊本城復元整備計画

熊本城復元整備計画は、熊本城を当時の勇姿に再現し、城が有する多様で豊かな価値をさらに高めることを目的に平成 9 年に策定されました。復元予定の建造物は、全部で 14 棟あり、計画を 3 期に分けて整備を行うこととしています。第Ⅰ期計画は、築城 400 年にあたる 2007 年までと定め、本丸御殿大広間を含め 6 つの建造物を復元しました。第Ⅱ期計画は、平成 20 年度から 10 年間を目処に、「馬具櫓一帯」、「平左衛門丸の塀」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の整備を進めることとし、平成 26 年には馬具櫓及び続塀が完成しました。

②動植物園再編整備計画

熊本市動植物園では、平成 19 年から老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備計画を進めています。第 1 期工事（平成 19 年度～20 年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第 2 期工事（平成 21 年度～22 年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第 3 期工事（平成 23 年度～24 年度）では、「ペンギン･カピバラ・サル山エリア」が完成しました。

4）総合管理計画における施設分野別方針

方針 1　資産総量の適正化

・金峰山少年自然の家は老朽化が進んでおり、適切なメンテナンスを行いつつ、今後の施設のあり方を検討します。

・あそ教育キャンプ場については、一帯が土砂災害警戒区域に指定されたことから用途を廃止します。

方針 2　施設の長寿命化の推進

・熊本城や動植物園は、本市の観光振興の拠点ですが、老朽化した建築物や設備が見受けられることから、適切に維持管理を行いつつ、利便性の向上に努めます。

方針 3　施設運営に要する総コストの削減

・この分野の施設については、受益者負担の考え方のもと、使用料の適正化や運営手法の見直しによって、収支ギャップを埋める取り組みを進めます。

5）参考：観光施設等における財源確保の取り組み

本市では、施設の整備や運営において、さまざまな形で財源確保に努めています。熊本城及び動植物園で、これまで取り組まれた事例は以下のとおりです。

事業名	概要	金額
第Ⅰ期熊本城復元整備に伴う一口城主募金 （平成 10 年度～平成 18 年度）	1 万円以上の寄付をされた方を「一口城主」とし、「城主証」をお渡しするとともに、天守閣に「芳名板」を掲示。熊本城復元整備事業に充当。	12 億 656 万 5996 円
第Ⅱ期熊本城復元整備に伴う一口城主募金 （平成 20 年度～現在）	1 万円以上の寄付をされた方を「一口城主」とし、「城主証」「城主手形」をお渡しするとともに、天守閣に「芳名板」を掲示。熊本城復元整備事業に充当。	5 億 8771 万 1335 円 （平成 27 年 7 月末時点）
蘇る名城 くまもと市民債 （住民参加型市場公募債） （平成 15 年度～平成 19 年度）	20 歳以上で市内在住または勤務、及び市内に営業拠点のある会社等の法人に対し一人 5 万円から 100 万円までを限度額とし、特典として、購入者のうち希望者には「お礼状」の送付と「永代帳」への氏名の記載。熊本城復元整備事業に充当。	19 億 1 千万円
動物サポーター制度 （平成 17 年度～現在）	高校生以上：1 口 2,000 円、中学生以下：1 口 1,000 円、団体：1 口 10,000 円とし、登録期間は 1 年間。 特典（団体を除く）として、「動物サポーター会員証」の発行、高校生以上は入園無料、中学生以下は遊具 1 機種無料、動物サポーターズデーの参加。動植物園の動物のエサ代に充当。	2528 万 9 千円 （平成 27 年 8 月末時点）

（11）産業系施設

1）施設概要

本市の産業系施設は、14 施設あります。総延床面積は約 5 万 5 千㎡で、市が保有する施設の 2.2%を占めます。築年数の状況は、築 31 年以上の施設が 5 施設、築 21 年以上築 30 年以下が 4 施設、築 20 年以下が 5 施設です。

①施設一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

ア）貸館業務等を実施している施設

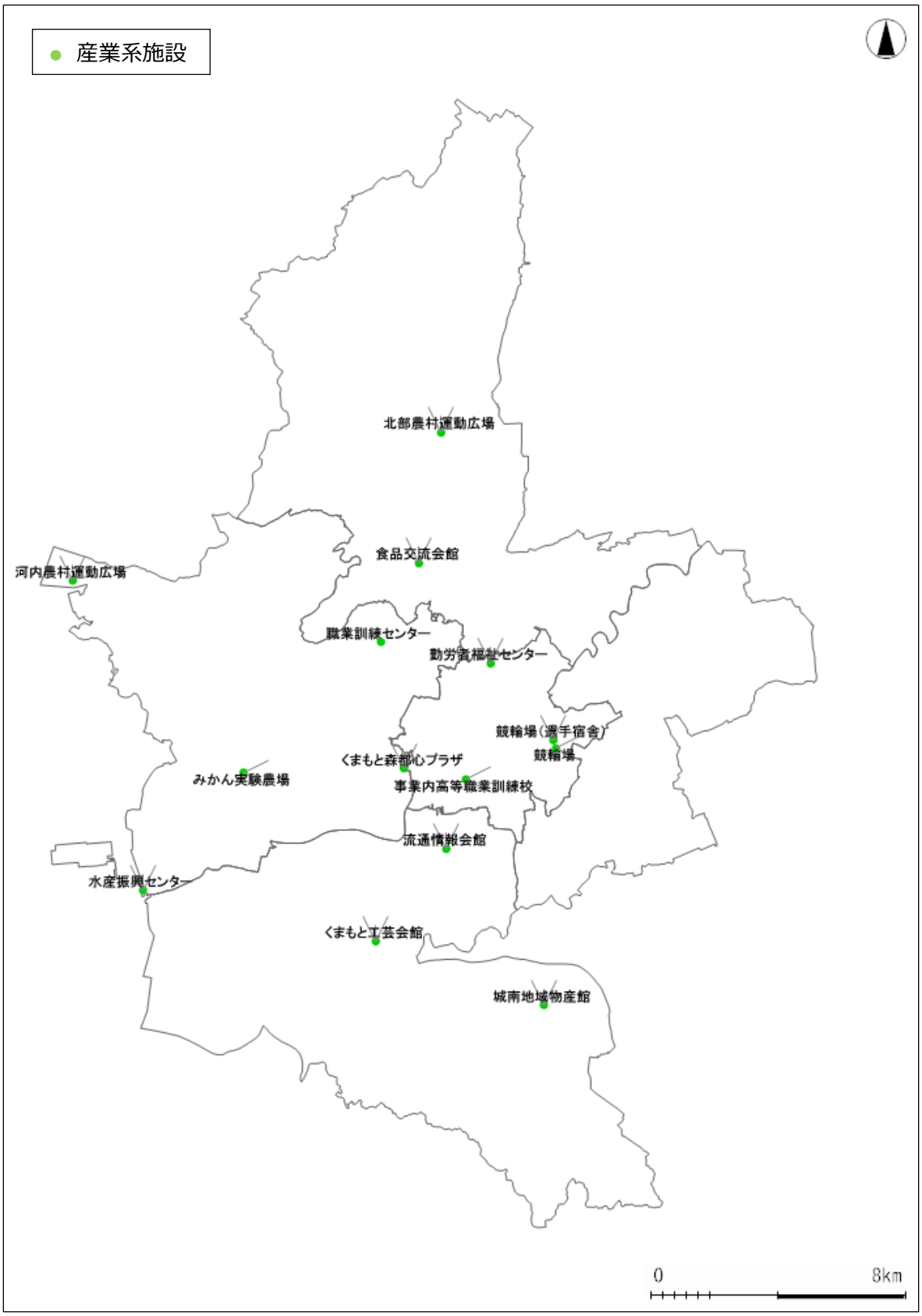
No	名　称	所 在 地	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	保有機能			
						会議室	ホール展示場	和室	その他
1	くまもと森都心プラザ	西区春日1丁目 14 番1号	平成 23 年	5	9,568.37	○	○		○
2	勤労者福祉センター	中央区黒髪 3 丁目 3 番 12 号	昭和 57 年	34	1,422.37	○	○	○	○
3	食品交流会館	北区貢町 581 番地 2	平成 9 年	19	2,280.85	○	○		○
4	流通情報会館	南区流通団地 1 丁目 24 番地	平成元年	27	6,943.00	○	○		○
5	くまもと工芸会館	南区川尻 1 丁目 3 番 58 号	平成 3 年	25	1,646.14	○	○		○
合計					21,860.73				

イ）その他施設

No	名　称	所 在 地	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	備　考
6	競輪場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号	昭和 55 年	36	24,123.08	
7	競輪場(選手宿舎)	中央区水前寺 4 丁目 33 番 42 号	平成 6 年	22	3,077.18	
8	事業内高等職業訓練校	中央区南熊本 3 丁目 8 番 16 号	昭和 44 年	47	1,701.06	左官、塗装、鉄筋、和裁等職業訓練 H28.4 月現在　生徒数　70 名
9	職業訓練センター	西区花園 7 丁目 19 番 10 号	昭和 54 年	37	2,960.88	職業能力開発訓練等実施
10	みかん実験農場	西区松尾町中松尾町 1093 番地 2	平成 2 年	26	295.57	みかんの品種改良等の実験施設(農園)
11	水産振興センター	西区沖新町船場 4956 番地	平成 19 年	9	383.00	のり養殖等水産業支援のための指導等施設
12	北部農村運動広場	北区小糸山町 341 番地	昭和 60 年	31	50.40	農業従事者の研修及び交流活動等のための施設
13	河内農村運動広場	西区河内町白浜 2191 番地 2	平成 13 年	15	29.86	農業従事者の研修及び交流活動等のための施設
14	城南地域物産館	南区城南町坂野 65 番地 1	平成 25 年	3	561.46	
合計					33,182.49	

②配置状況

図表　施設配置図：全体（平成 28 年 4 月 1 日現在）



2）実態把握

①運営状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

ア）貸館業務等を実施している施設

No	名　称	運営時間	休館日	運営日数	入館料	会議室等使用料	運営方法	備　考
1	くまもと森都心プラザ	9:00～22:00 9:30～20:00	毎月第 3 水曜日（当該水曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始　※図書館については、特別整理日	348 343	無料	有料	指定管理	複合施設：ホール・図書館 運営時間・運営日数　： 上段（ホール） 下段（図書館）
2	勤労者福祉センター	9:00～21:00	第2、第4月曜日（当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始	335	無料	有料	指定管理 （利用料金）	
3	食品交流会館	9:00～21:30	第 1、第 3 月曜日（当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始	335	無料	有料	指定管理 （利用料金）	
4	流通情報会館	9:00～22:00	第 1、第 3 月曜日（当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始	336	無料	有料	指定管理 （利用料金）	
5	くまもと工芸会館	9:00～21:00	月曜日（当該月曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・年末年始	307	無料	有料	指定管理 （利用料金）	

イ）その他施設

No	名　称	運営時間	休業日等	運営日数	入場料等	運営方法	備　考
6	競輪場	9:45～17:00	※競輪開催日（H27 年度実績 12 回（46 日間）開催）	308	有料	直営	
7	競輪場（選手宿舎）	—	—	—	—	直営	
8	事業内高等職業訓練校	8:30～17:15	日曜日・祝日・年末年始	292	—	指定管理	
9	職業訓練センター	8:30～21:45	日曜日・祝日・年末年始	292	—	指定管理	
10	みかん実験農場	8:30～17:15	土曜日・日曜日・祝日・年末年始	243	—	直営	
11	水産振興センター	8:30～17:15	土曜日・日曜日・祝日・年末年始	246	—	直営	
12	北部農村運動広場	6:00～22:00	年末年始	359	—	直営	
13	河内農村運動広場	6:00～日没	年末年始	359	—	包括委託	
14	城南地域物産館	9:00～19:00	第2水曜日（当該水曜日が休日に当たるときはその直後の休日でない日）・1月 1 日 2 日	351	無料	指定管理（利用料金）	



流通情報会館

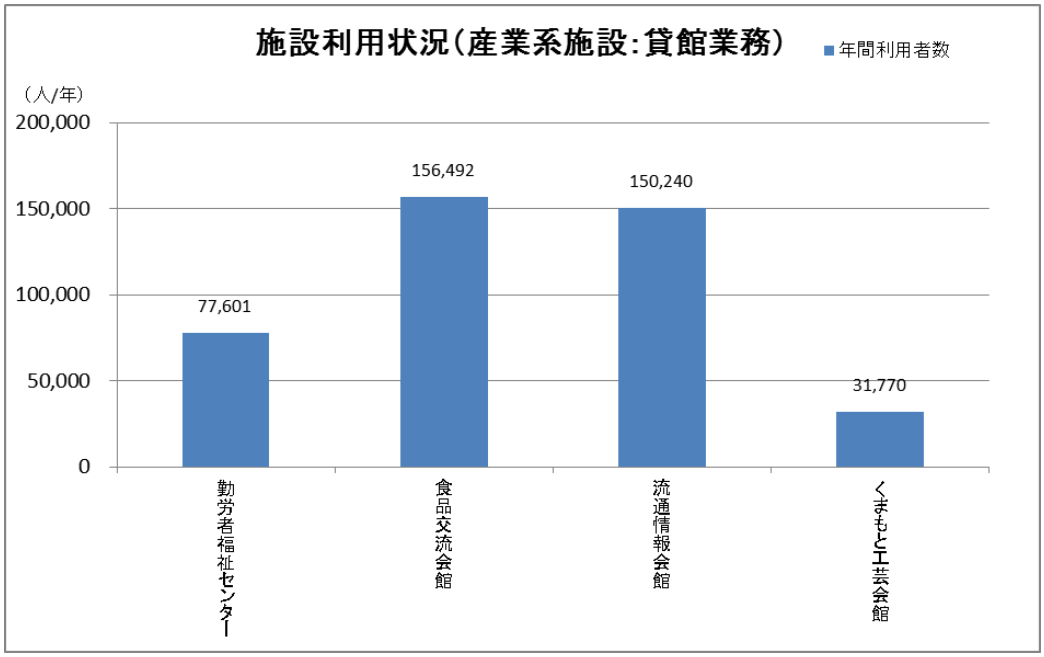


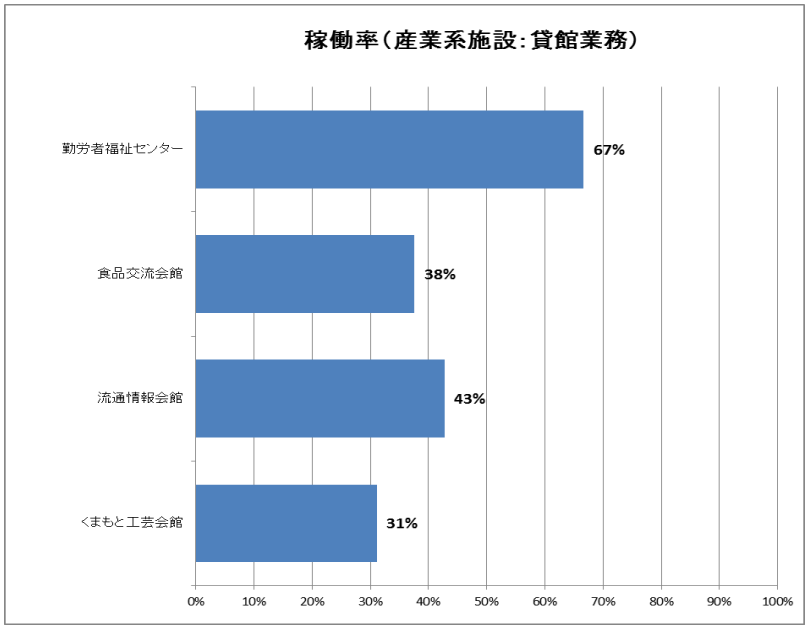
食品交流会館

②利用状況

ア）貸館業務等を実施している施設

平成 27 年度施設利用状況





※ くまもと森都心プラザについては、文化施設（会館ホール）と図書館の分野で記載します。

No	施設	稼働率	年間利用コマ数	年間空きコマ数	年間利用可能コマ数
1	勤労者福祉センター	67%	11,908	5,952	17,860
2	食品交流会館	38%	1,637	2,718	4,355
3	流通情報会館	43%	3,731	5,005	8,736
4	くまもと工芸会館	31%	1,151	2,545	3,696
平均		45%			

イ）その他施設

競輪場　　※H23 年度は日本選手権開催

	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
開催日数	日	52	58	58	55	52	46
入場者数	人	104,175	120,803	99,363	90,951	71,342	64,868
1 日あたり入場者数	人/日	2,003	2,083	1,713	1,654	1,372	1,410
収入のうち車券発売金	百万円	11,445	20,066	11,147	11,556	10,853	12,181
支出のうち一般会計繰出金	百万円	300	200	200	200	200	150

事業内高等職業訓練校・職業訓練センター

	単位	H24	H25	H26	H27
事業内高等職業訓練校（生徒数）	人	35	38	43	54
事業内高等職業訓練校（延人数）	人	1,377	1,740	2,087	2,560
職業訓練センター（利用者数）	人	31,067	31,077	35,438	34,817

※上記職業訓練センターの利用者には催事等の参加者数は含みません。

北部農村運動広場・河内農村運動広場

	単位	H25	H26	H27
北部農村運動広場	人	13,628	9,652	10,953
河内農村運動広場	人	3,838	4,541	4,830

城南地域物産館　※H27 実績

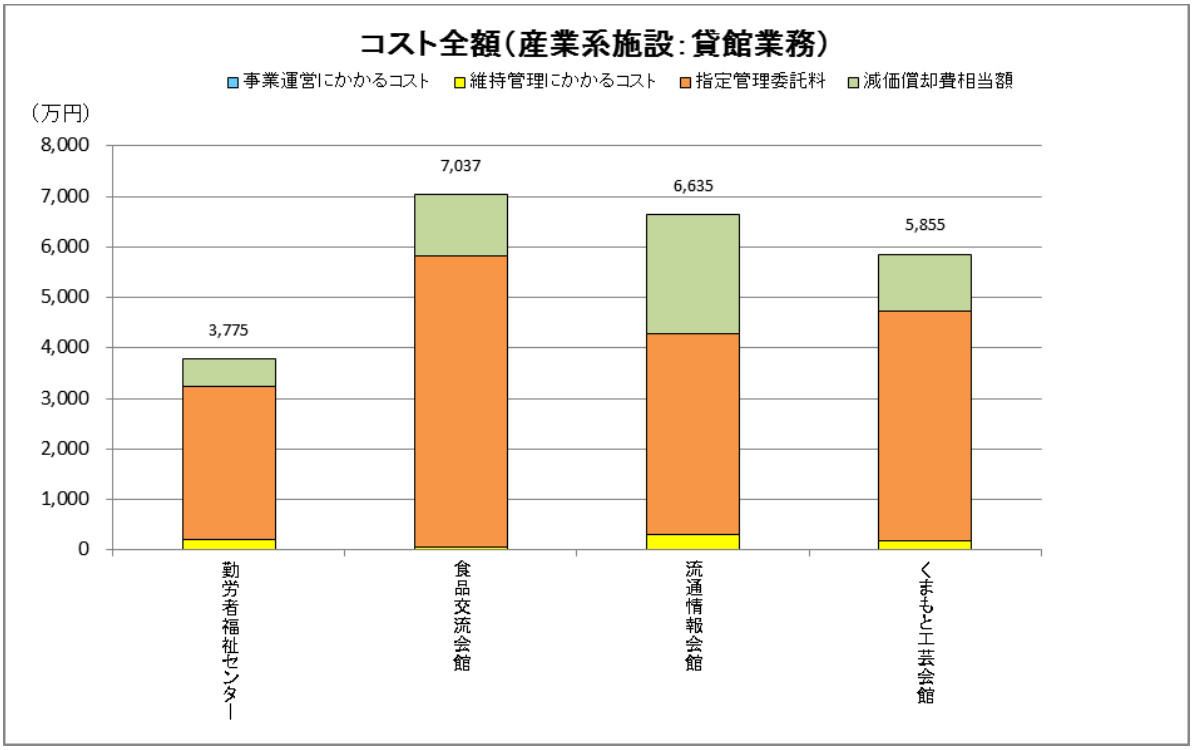
開館日数　351 日　利用者数　104,914 人

※みかん実験農場・水産振興センターは一般の利用がないことから利用状況は記載していません。

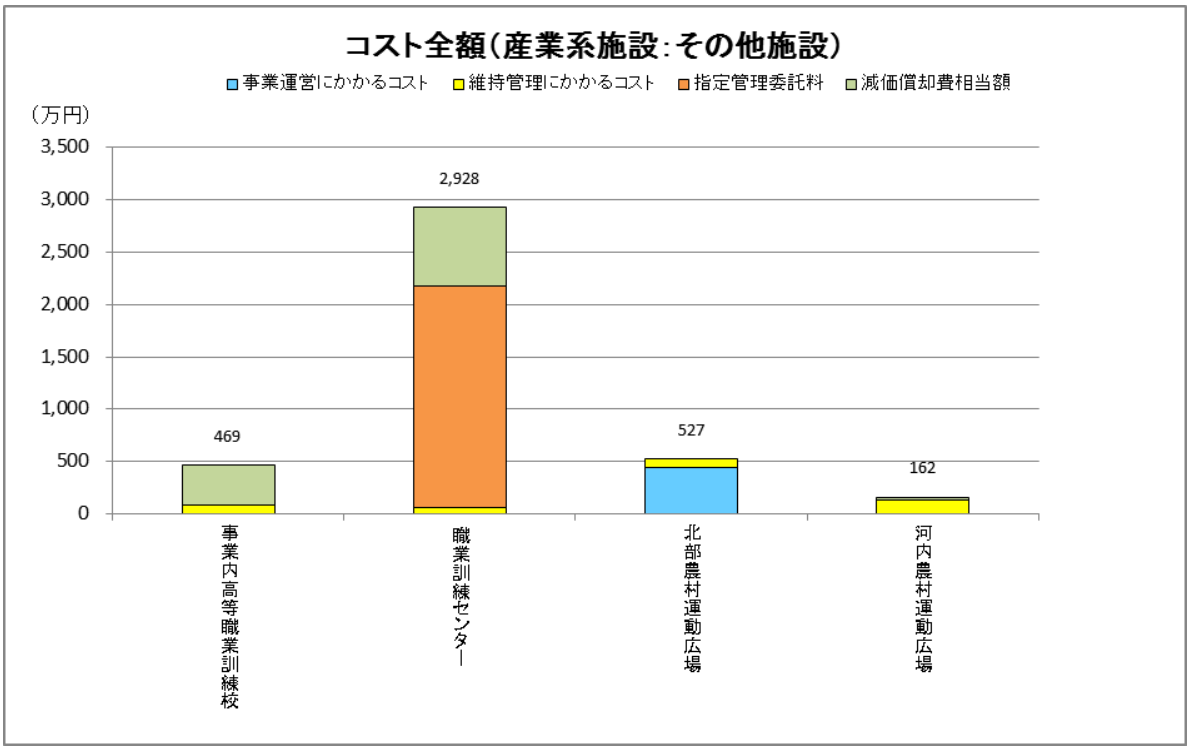
③コスト状況

施設別コスト（平成 27 年度）

ア）貸館業務等を実施している施設

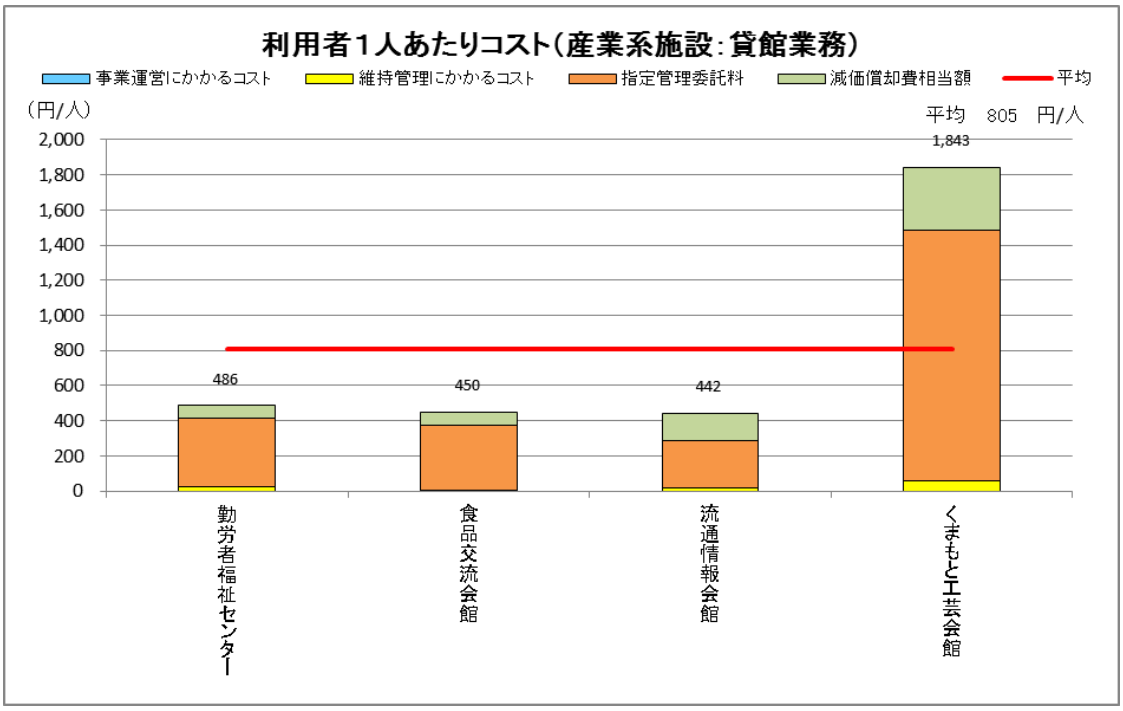


イ）その他施設



施設別利用者１人あたりコスト（平成 27 年度）

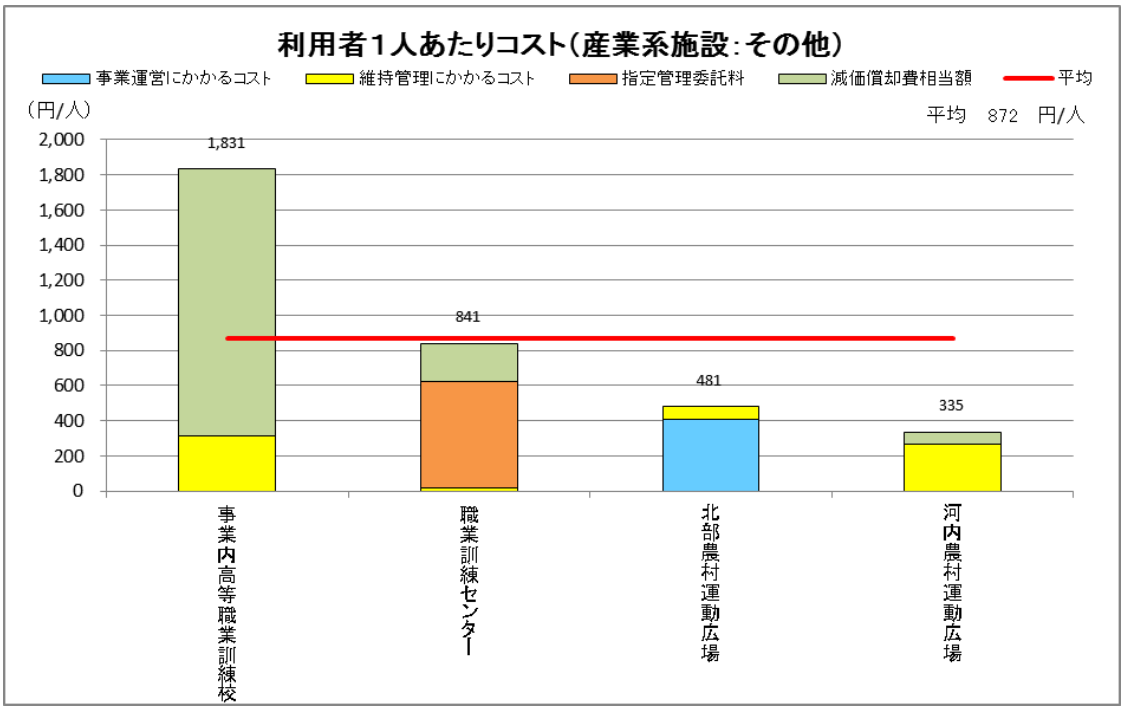
ア）貸館業務等を実施している施設



※くまもと森都心プラザについては、文化施設（会館ホール）と図書館の分野で記載します。

※上記の指定管理料にはテナント分の電気料金の立替払い分が含まれています。

イ）その他施設



※競輪場は、収益事業であるため比較分析の対象として適当ではないため除外します。

※城南地域物産館はＨ26 年度中の開館であるため除外します。

※みかん実験農場・水産振興センターは一般の利用がないことから除外します。

3）既存計画の概要

職業訓練施設の見直しについて

第 5 次行財政改革推進計画（平成 26 年 4 月）において、市内に 2 箇所ある職業訓練施設については、機能統合も視野に入れた施設の有効活用や受講しやすい環境づくりを検討し、若年技能者の人材確保・育成、技能継承の促進を図ることとしています。

平成 26 年度には職業訓練施設のあり方検討会議の中で検討が行われ、施設の拠点性向上を目的として、南熊本にある事業内高等職業訓練校の機能を、花園の職業訓練センターに移転する方針が決定されました。今後は、各種業種・団体のニーズ等を踏まえ、機能移転後の職業訓練施設を適切に運営していくため、必要な施設整備や運営体制について関係職業訓練法人等と共同して検討し、実施計画を定めていく予定です。

4）総合管理計画における施設分野別方針

方針 1　資産総量の適正化

- 職業訓練施設については、第 5 次行財政改革計画に基づく取り組みを進め、施設の統廃合を行います。
- 貸会議室を有する施設等、他の公共施設と役割が重複している施設は、施設の必要性について検討を行い、用途転用や規模縮小なども視野に今後のあり方を決定します。
- 利用の少ない施設については、他の公共施設との統合や施設の有効活用策について検討を進めます。
- みかん実験農場については、施設の設置目的や利用状況を鑑み、用途廃止を検討します。

5）参考：各会館の設置目的と事業内容

以下の各会館・ホールは、指定管理者制度を活用して運営管理し、各設置条例に定められた設置目的に沿った事業を展開しています。

施設名	設置目的	設置条例に定める事業	主な事業
くまもと森都心プラザ			
	多様な情報の収集及び蓄積を基礎として、本市の魅力を創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成することにより、人、情報及び文化の交流の促進を図り、豊かさと活力を生み出すため	(1) 観光情報及び郷土情報の提供に関すること。 (2) 中小企業の経営及び創業の支援に関すること。 (3) 文化の振興及び交流に関すること。 (4) 住民票の交付その他の窓口事務に関すること。 (5) 熊本市立図書館設置条例に掲げる事業その他の図書館の管理及び運営に関すること。	・サイトウ・キネン・スクリーンコンサート ・秋まつり、春まつり ・くまもと彩発見講座 ・写真展、作品展、パネル展等 ・「アメリカンシェルフ」贈呈式及び講演会 ・図書館活用セミナー ・熊本特産品ブランド化事業 ・創業支援室支援、 各種相談・セミナー事業
勤労者福祉センター			
	雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため	(1) 雇用の促進に関すること。 (2) 勤労者の心身の健康及び体力の増進に関すること。 (3) 勤労者の教養及び文化活動に関すること。 (4) 勤労者の福祉の向上に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事業	・サンライフセミナー（「社員リーダーシップセミナー」 などの各種講演会） ・資格取得講座 ・労務管理セミナー ・各種スポーツ・レクリエーション講座 ・各種教養・趣味講座 ・各種職業講座 他
食品交流会館			
	食品産業の振興及び地域経済の活性化を推進するため	(1) 食品産業の振興に関すること。 (2) 地域産業、市民及び来訪者の交流の施設としての機能に関すること。 (3) フードパル熊本の公益施設としての機能に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事業	・各種料理教室等の開催 ・フードパルフェスタ ・ワールドフーズカーニバル ・製造・加工体験教室 ・食と健康の講習・相談会 他
流通情報会館			
	本市中小企業の振興を図り、もって地域産業の発展に寄与するため	(1) 地域産業の情報化の促進に関すること。 (2) 中小企業の経営相談及び人材育成のための研修に関すること。 (3) 商品流通情報の交流の場の提供に関すること。 (4) 熊本流通業務団地の公益施設としての機能に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。	・ビジネスカレッジ （経営者向け熊本元気塾　計8回など） ・流通情報会館バザール ・情報会館セミナー ・情報会館フリーマーケット ・情報会館音楽コンサート ・各種カルチャースクール 他
くまもと工芸会館			
	本市の工芸の振興及び発展を図り、もって地域社会の活性化に資するため	(1) 工芸の紹介、展示等に関すること。 (2) 工芸に係る創作活動の促進に関すること。 (3) まちづくり活動の促進に関すること。 (4) その他市長が必要と認めること。	・春あかり展　～キャンドルと和ろうそく～ ・ガラスアート展 ・祭りばやし　工芸作品展 ・春のあけぼの　～新規会員展～ ・各種工芸品の体験教室 他